

## 第4章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

### 4-1 自然的状況

#### 4-1-1 大気環境

##### (1) 気象の概況

建設予定地周辺の地域気象観測所の位置は図4-1-1に、2015～2024年の観測結果は、表4-1-1に示すとおりである。

滋賀県の気候は、日本海型、瀬戸内型、東海型の気候区の影響をうけており、建設予定地周辺は気候的には日本海型気候となっている。晩秋には「高島しぐれ」と呼ばれる降雨がしばしばみられる。

今津地域気象観測所における1991～2020年の平年値は、年間降水量1946.9mm、気温14.1℃、風速2.0m/s、最深積雪42cmである。

朽木平良地域雨量観測所における2006～2020年の平年値は、年間降水量2515.4mmである。

表 4-1-1 (1) 今津地域気象観測所の観測結果

年	降水量(mm)			気温(℃)			風向・風速(m/s)		年間 最多 風向	日照 時間 (h)	最深 積雪 (cm)
	合計	日最大	最大	日 平均	最高	最低	平均 風速	最大瞬間 風速			
			1時間				風速	風向			
2015	2197.5	83.0	33.0	14.7	34.9	-2.6	1.9	22.3	北西	西	1746.6
2016	1948.0	107.5	32.5	14.2	34.8	-8.6	1.9	18.6	北西	西	1823.0
2017	2453.5	148.5	39.5	13.9	33.8	-4.0	2.0	34.4	北	西	1827.2
2018	2175.5	223.0	43.5	14.7	35.9	-9.6	2.0	35.9	南	西	1904.2
2019	1630.5	71.0	32.5	14.9	35.9	-2.5	2.0	25.9	北北西	西	1746.4
2020	2158.0	104.0	59.0	14.9	36.8	-3.0	1.9	20.3	西北西	西	1713.8
2021	2041.0	72.5	46.5	14.8	35.2	-7.3	2.0	21.7	西北西	西	1613.2
2022	1594.0	44.5	40.5	14.8	36.0	-5.3	2.0	19.0	西北西	西	1834.4
2023	1751.5	115.0	27.0	15.3	36.4	-9.5	2.1	19.7	北西	西	1930.3
2024	2069.0	110.0	57.0	15.8	35.6	-4.2	2.1	21.1	北北西	西	1837.4
平年値	1946.9	-	-	14.1	18.4	10.2	2.0	-	-	-	1654.6
											42

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ、令和7年2月閲覧）

平年値：1991年～2020年

表 4-1-1 (2) 栃木平良地域雨量観測所の観測結果

年	降水量(mm)			
	合計	最大		
		日	1時間	10分間
2015	2647.0	316.5	39.0	18.0
2016	2278.5	112.0	32.0	13.5
2017	3077.5	258.0	51.5	13.5
2018	3015.0]	276.0]	79.5]	22.0]
2019	2188.5	162.5	51.0	13.5
2020	2379.0	101.0	37.0	10.0
2021	2488.0	95.5	30.0	13.5
2022	1807.5	57.0	27.5	14.0
2023	2284.5	275.5	48.5	15.5
2024	2643.5	120.5	46.5	18.0
平年値	2515.4	-	-	-

出典：「気象統計情報」(気象庁ホームページ、令和7年2月閲覧)

平年値：2006年～2020年

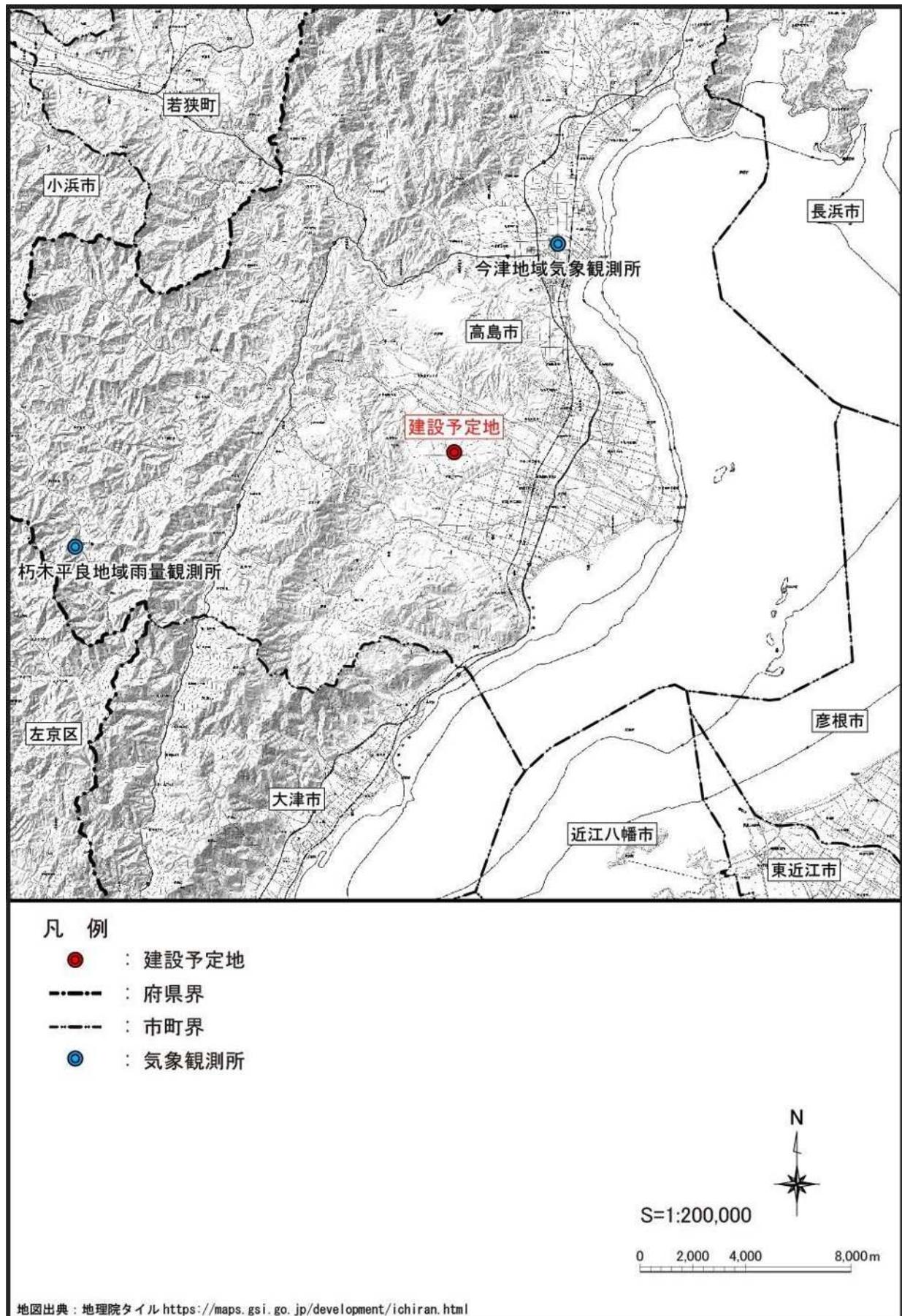


図4-1-1 気象観測所の位置図

## (2) 風速の状況

今津地域気象観測所における2015～2024年の月別平均風速値は表4-1-2に、風配図は図4-1-2に示すとおりである。

平均風速は、各年にばらつきがあるが、秋季に弱く、冬季に強くなる傾向がみられる。

今津地域気象観測所の風向は、年間及び春季、秋季、冬季は西方向の風が卓越しているが、夏季は西方向、東方向が同程度に卓越する結果となっている。

表 4-1-2 月別平均風速値（今津地域気象観測所）

(単位 : m/s)

月 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均
2015	2.1	2.1	2.2	1.9	2.0	2.0	1.7	1.7	1.8	2.0	1.7	1.9	1.9
2016	2.1	2.1	2.1	2.2	2.1	1.8	1.7	1.8	1.6	2.0	1.8	1.8	1.9
2017	2.4	2.2	2.1	2.0	1.8	2.1	1.6	2.1	2.0	2.0	1.8	2.2	2.0
2018	2.3	2.0	2.2	2.0	1.8	1.9	2.1	2.3	1.7	1.9	1.8	1.9	2.0
2019	1.9	1.9	2.2	2.3	2.1	1.9	1.6	2.1	2.2	2.0	2.1	1.9	2.0
2020	2.1	1.9	2.2	2.4	1.8	1.8	1.5	1.7	2.0	1.9	1.8	2.0	1.9
2021	2.2	2.3	2.2	2.3	1.7	1.8	1.7	1.8	1.9	2.1	2.0	2.2	2.0
2022	2.2	2.6	2.0	2.1	1.8	1.8	1.7	1.7	2.2	1.9	1.8	2.4	2.0
2023	1.9	2.1	2.0	2.3	2.2	1.8	1.7	2.8	1.8	2.0	2.1	2.0	2.1
2024	2.2	2.3	2.4	1.9	2.1	1.8	1.5	2.3	1.8	2.0	2.2	2.3	2.1
平均値	2.1	2.2	2.2	2.1	2.0	1.9	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.1	2.0
平年値	2.1	2.2	2.3	2.2	2.0	1.8	1.7	1.9	2.0	1.9	1.9	2.1	2.0

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ、令和7年2月閲覧）

平年値：1991年～2020年

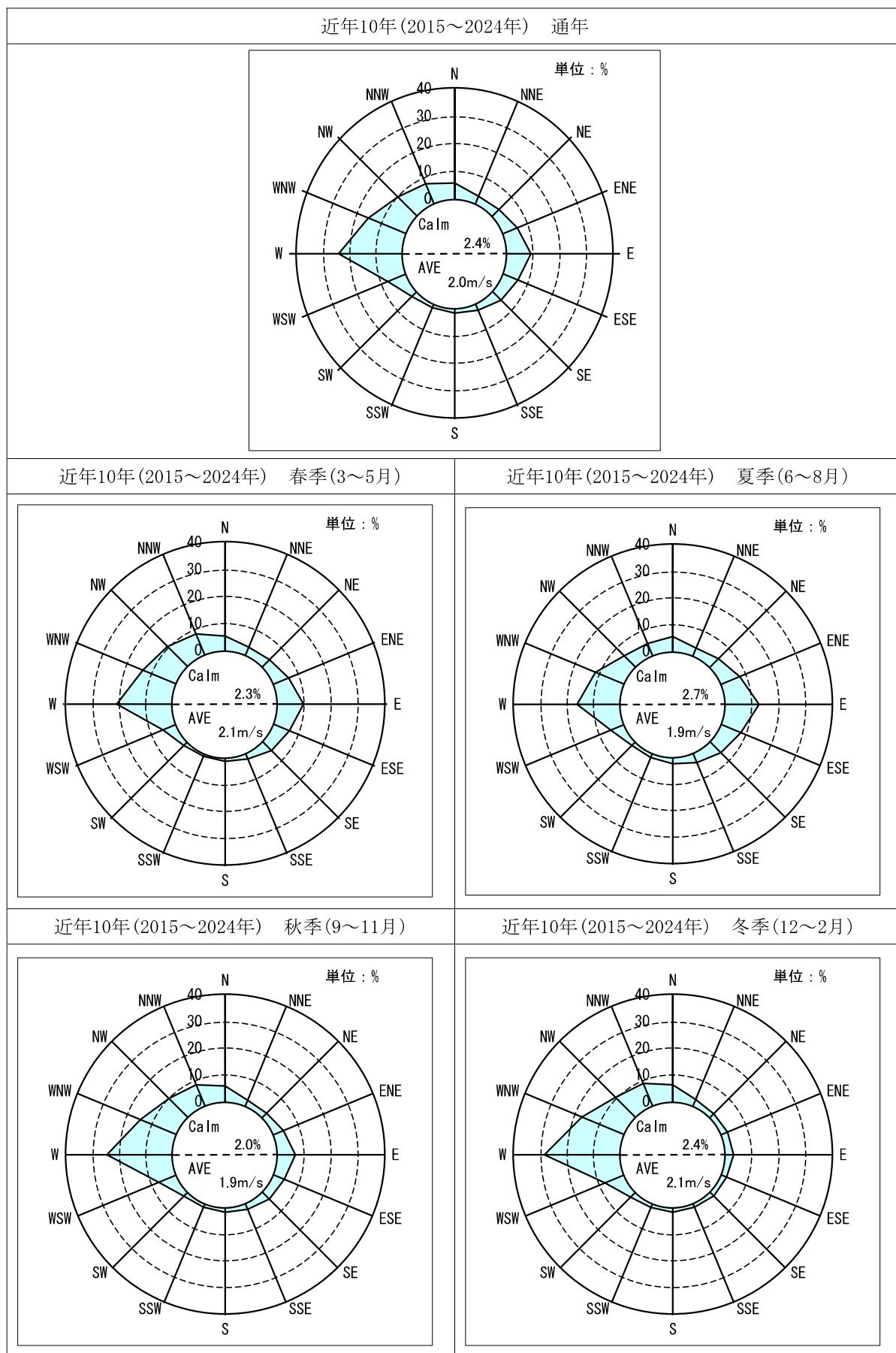


図 4-1-2 今津地域気象観測所の風配図(2015~2024 年)

### (3) 大気質の状況

#### 1) 測定位置及び項目

滋賀県内の大気汚染常時監視測定期局の位置は、図4-1-3に示すとおりである。

建設予定地に最も近い一般環境大気測定期局（以下「一般局」という。）は高島局となっている。

測定期間等は、表4-1-3に示すとおりである。

なお、高島局では滋賀県内の他の一般局で測定されている二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物については、測定されていない。

また、高島市の高島合同庁舎敷地内で、ダイオキシン類及び有害大気汚染物質の調査が実施されている。

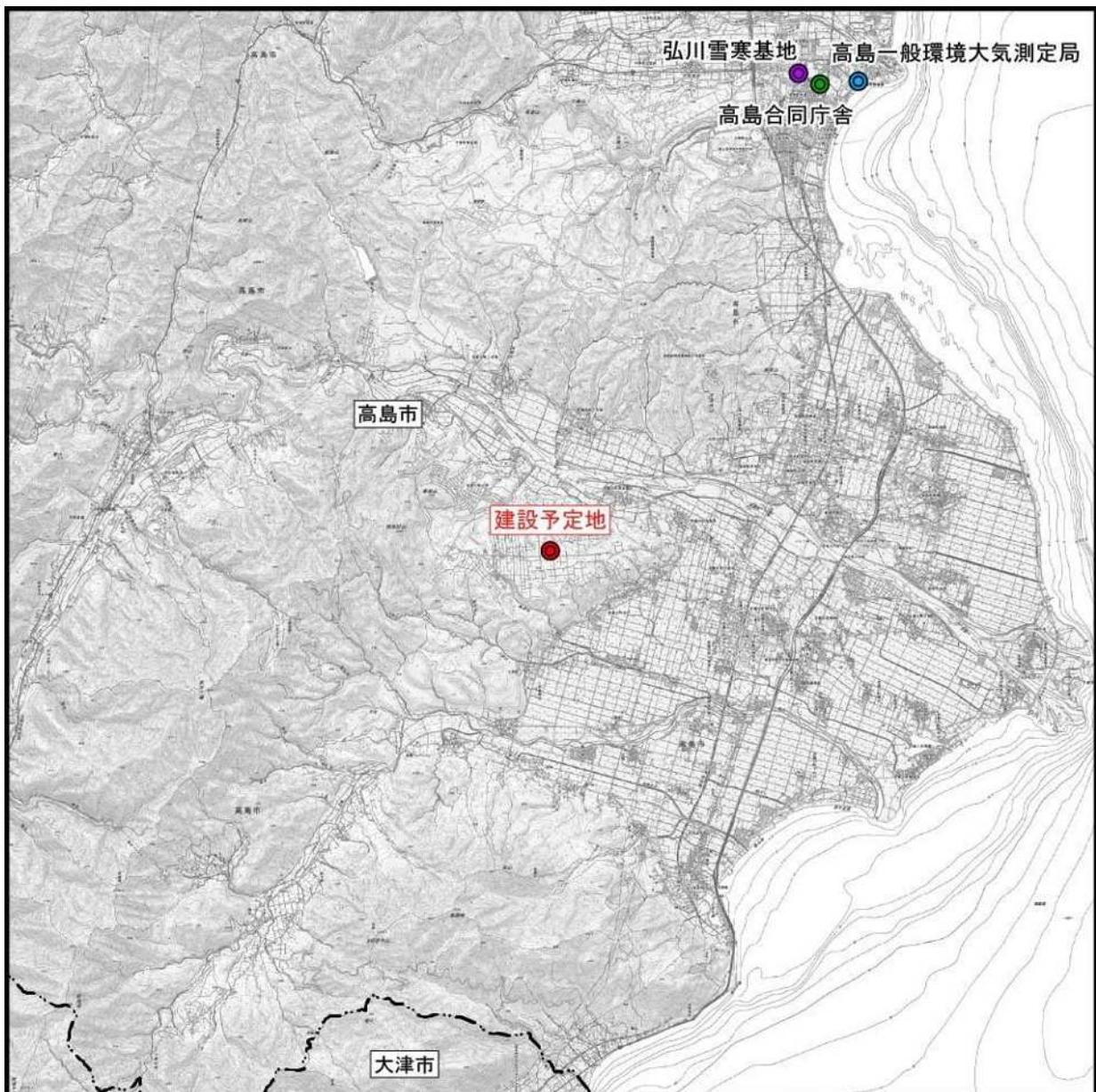
その他、滋賀県による大気環境測定期車を用いた測定が、高島市内で実施されている。

表 4-1-3 大気測定期局の測定期間

（令和6年3月31日現在）

種別	測定期局	管理主体	所 在 地	測定期間 開始 年月	測定期間									
					二 酸 化 硫 黃	浮 遊 粒 子 状 物 質	オ キ シ ダ ン ト	窒 素 酸 化 物	一 酸 化 炭 素	炭 化 水 素	微 小 粒 子 状 物 質	風 向 ・ 風 速		
一般環境大気測定期局	藤尾	大津市	大津市稻葉台28番地先	稲葉台児童遊園地 敷地内	平成5年 4月	○		○				○		
	堅田		大津市本堅田三丁目25-26	大津市立堅田中学校 敷地内	平成10年 4月	○	○	○			○	○		
	下阪本		大津市下阪本四丁目15-12	下阪本幼稚園敷地内	平成4年 4月	○	○	○				○		
	膳所		大津市由美浜1-1	水再生センター 管理棟内	平成17年 12月		○							
	草津	滋賀県	草津市草津町1839	県立湖南農業高校 敷地内	平成2年 1月	○	○	○			○	○		
	守山		守山市守山五丁目130-5	滋賀県立総合病院 敷地内	平成4年 4月	○	○	○		○	○	○		
	甲賀		甲賀市水口町水口6200	県甲賀合同庁舎 敷地内	平成25年 1月		○	○			○	○		
	八幡		近江八幡市中村町25	近江八幡市立市民 保健センター敷地内	昭和53年 4月	○	○	○			○	○		
	東近江	滋賀県	東近江市春日町1-15	県立八日市南高校 敷地内	平成4年 4月	○	○	○		○	○	○		
	彦根		彦根市西今町800	県立盲学校 敷地内	平成24年 4月	○	○	○			○	○		
	長浜		長浜市分木町8-5	滋賀県調理短期大学校 敷地内	平成17年 11月	○	○	○		○	○	○		
	高島		高島市今津町南新保地先	今津周遊基地 敷地内	平成20年 4月		○			○	○			
小 計						4	9	11	10	0	4	9	10	
自動車排出ガス測定期局	逢坂	大津市	大津市音羽台6-1	大津市立逢坂小学校横 敷地内	昭和47年 4月	○		○	○	○	○	○		
	石山		大津市石山寺三丁目11-20	大津市立石山小学校 敷地内	昭和63年 1月	○	○	○	○		○	○		
	上田上	滋賀県	大津市上田上牧町760-2	高速道路用地内	平成20年 4月	○		○	○			○		
	自排草津		草津市草津三丁目14-75	滋賀県南部合同庁舎 敷地内	平成15年 4月	○	○	○	○	○	○	○		
小 計						1	4	2	4	4	2	3	4	
合 計						5	13	13	14	4	6	12	14	

出典：「滋賀の環境2024（令和6年度版環境白書）資料編」（滋賀県、令和7年2月閲覧）



#### 凡 例

- 建設予定地
- 市界
- 大気測定局
- 有害大気汚染物質モニタリング地点
- 大気環境測定車調査地点 (H30年度のみ)



S=1:100,000

0 1,000 2,000 4,000m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

出典：大気汚染常時監視測定（滋賀県琵琶湖環境科学研究所センターホームページ、令和7年2月閲覧）

図4-1-3 大気汚染常時監視測定局位置図

## 2) 常時監視測定局での状況

### ① 光化学オキシダント

高島局における光化学オキシダントの経年変化は表4-1-4に、月別の推移は図4-1-4に示すとおりである。

昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数は、毎年確認されているが、その数は年々減少傾向である。なお、光化学オキシダント注意報の目安とされている1時間値が0.12ppmを超えた日が2019年度に1日確認された。

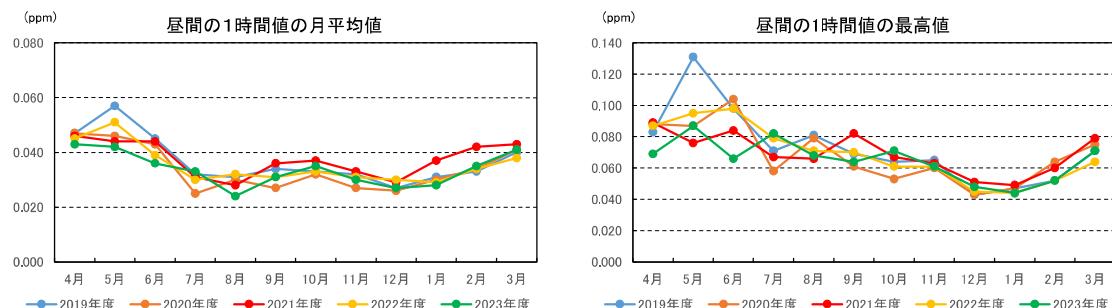
表 4-1-4 高島局の光化学オキシダントの経年変化

年度	有効測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高時間値の年平均値
				日	時間	日	時間		
2019	366	5,398	0.037	65	345	1	3	0.131	0.048
2020	365	5,396	0.034	46	220	0	0	0.104	0.045
2021	365	5,393	0.037	49	204	0	0	0.089	0.048
2022	365	5,400	0.035	49	248	0	0	0.098	0.046
2023	366	5,415	0.034	32	113	0	0	0.087	0.044

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準との比較は昼間（5時から20時）のデータをもって行い、1時間値が0.06ppmを越える時間数が0であること。昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。従って、1時間値は5時から20時まで得られることになる。

出典：大気汚染常時監視調査結果(滋賀県琵琶湖環境科学研究所ホームページ、令和7年2月閲覧)



出典：大気汚染常時監視調査結果(滋賀県琵琶湖環境科学研究所ホームページ、令和7年2月閲覧)

図 4-1-4 光化学オキシダントの月別の昼間1時間値の推移

## ②炭化水素

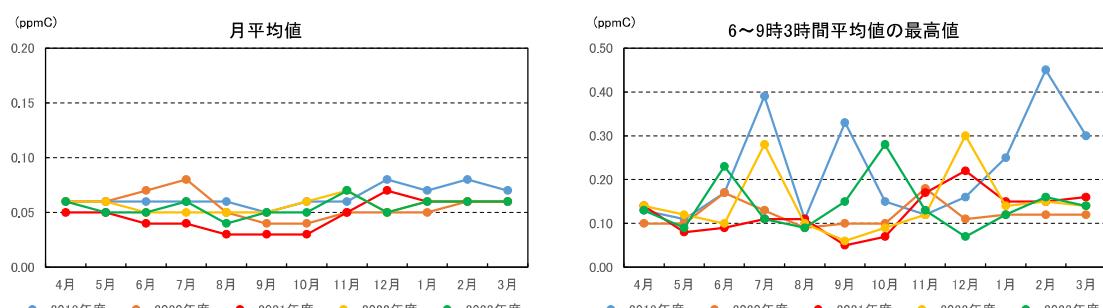
高島局における非メタン炭化水素の年平均値の経年変化は表4-1-5に、月別の推移は図4-1-5に示すとおりである。

「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針」(昭和51年8月、環境省通知)では、午前6時～9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値を0.20～0.31ppmCの範囲としている。3時間平均値が0.20ppmCまたは0.31ppmCを超えた日が、2020年度以外の年度で数日確認された。

表4-1-5 高島局の非メタン炭化水素の経年変化

年度	測定時間	年平均値	6～9時における年平均値	6～9時測定日数	6～9時3時間平均値		6～9時3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数とその割合		6～9時3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数とその割合	
					最高値	最低値	日	%	日	%
	時間	ppmC	ppmC	日	ppmC	ppmC	日	%	日	%
2019	8,589	0.06	0.07	363	0.45	0.00	7	1.9	3	0.8
2020	8,560	0.06	0.06	364	0.18	0.00	0	0.0	0	0.0
2021	8,567	0.05	0.05	364	0.22	0.00	1	0.3	0	0.0
2022	8,580	0.06	0.06	364	0.30	0.02	2	0.5	0	0.0
2023	7,694	0.05	0.06	326	0.28	0.02	2	0.6	0	0.0

出典：大気汚染常時監視調査結果(滋賀県琵琶湖環境科学研究所ホームページ、令和7年2月閲覧)



出典：大気汚染常時監視調査結果(滋賀県琵琶湖環境科学研究所ホームページ、令和7年2月閲覧)

図4-1-5 非メタン炭化水素の月別の推移

### ③微小粒子状物質(PM2.5)

高島局における微小粒子状物質(PM2.5)の経年変化は表4-1-6に、月別の推移は図4-1-6に示すとおりである。

2019年度からの5年間は、環境基準（日平均値の年間98パーセンタイル値）を満足する結果となってい。しかし、日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日が年度により数日確認された。

表 4-1-6 高島局の微小粒子状物質(PM2.5)の経年変化

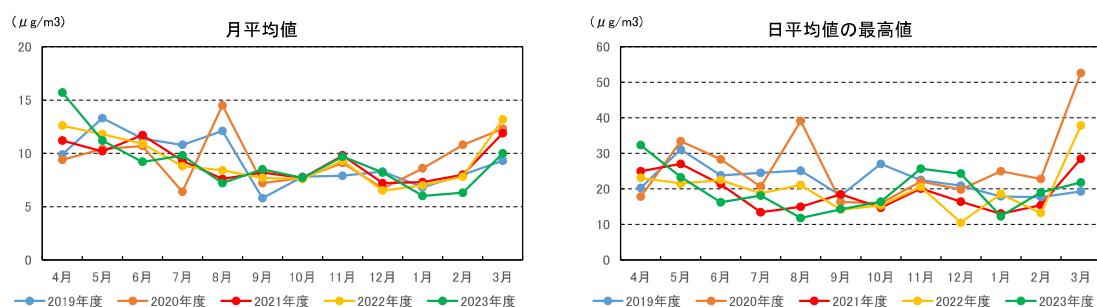
年度	有効測定 日数	年平均値	日平均値 の最高値	日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を 超えた日数とその割合		日平均値の 年間98パーセンタイル 値
				日	%	
2019	360	9.3	31.1	0	0.0	23.8
2020	362	9.5	52.6	2	0.6	27.0
2021	348	9.2	28.5	0	0.0	20.7
2022	363	9.3	37.8	1	0.3	21.8
2023	364	9.1	32.3	0	0.0	23.3

環境基準：1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

注) 微小粒子状物質(PM2.5)は、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下(50%カット)の粒子状物質

出典：大気汚染常時監視調査結果

(滋賀県琵琶湖環境科学研究所ホームページ、令和7年2月閲覧)



出典：大気汚染常時監視調査結果(滋賀県琵琶湖環境科学研究所ホームページ、令和7年2月閲覧)

図 4-1-6 微小粒子状物質(PM2.5)の月別推移

### 3) 有害大気の状況

#### ① ダイオキシン類

高島合同庁舎敷地内の大気のダイオキシン類の経年変化は、表4-1-7に示すとおりである。

2019年度からの4年間について、大気のダイオキシン類は、環境基準を満足する結果となっている。

**表 4-1-7 高島合同庁舎敷地内の大気のダイオキシン類の経年変化**

単位 : pg-TEQ/m<sup>3</sup>

項目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
平均値	0.0046	0.0050	0.0032	0.0024	-
最小	0.0038	0.0049	0.0025	0.0017	-
最大	0.0054	0.0051	0.0039	0.0031	-

環境基準：年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下であること。

注1) ダイオキシン類は、PCDD(ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン)、PCDF(ポリ塩化ジベンゾフラン)及びコプラナー-PCB(コプラナーポリ塩化ビフェニル)の合計値を指す。

注2) 「pg-TEQ」は一兆分の1g(10-12g)のダイオキシン類の毒性等量

注3) 2023年度について高島合同庁舎敷地内での調査はされていない。

出典：「滋賀の環境2020～2024（令和2～令和6年度版環境白書）」（滋賀県ホームページ、令和7年2月閲覧）

#### ② 有害大気汚染物質

高島合同庁舎敷地内の有害大気汚染物質の年平均値の経年変化は、表4-1-8に示すとおりである。

2019年度からの5年間は、全項目ともに環境基準や指針値を満足する結果となっている。

**表 4-1-8 高島合同庁舎敷地内の有害大気汚染物質の経年変化（年平均値）**

項目	単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	基準値	根拠
ベンゼン	μ g/m <sup>3</sup>	0.49	0.51	0.44	0.36	0.41	3	環境基準
トリクロロエチレン	μ g/m <sup>3</sup>	0.064	0.033	0.062	0.059	0.088	130	環境基準
テトラクロロエチレン	μ g/m <sup>3</sup>	0.052	0.034	0.052	0.051	0.077	200	環境基準
ジクロロメタン	μ g/m <sup>3</sup>	0.88	0.88	1.0	0.84	1.0	150	環境基準
アクリロニトリル	μ g/m <sup>3</sup>	0.022	0.018	0.019	0.019	0.034	2	指針値
塩化ビニルモノマー	μ g/m <sup>3</sup>	0.029	0.024	0.016	0.012	0.034	10	指針値
クロロホルム	μ g/m <sup>3</sup>	0.16	0.16	0.13	0.12	0.13	18	指針値
1,2-ジクロロエタン	μ g/m <sup>3</sup>	0.19	0.16	0.13	0.12	0.14	1.6	指針値
1,3-ブタジエン	μ g/m <sup>3</sup>	0.022	0.022	0.018	0.029	0.038	2.5	指針値
塩化メチル	μ g/m <sup>3</sup>	1.3	1.4	1.5	1.3	1.3	94	指針値
アセトアルデヒド	μ g/m <sup>3</sup>	1.0	1.0	0.96	1.1	1.7	120	指針値
マンガン	ng/m <sup>3</sup>	0.81	2.0	0.53	0.99	0.45	140	指針値
ニッケル	ng/m <sup>3</sup>	0.11	0.27	0.085	0.18	0.053	25	指針値
ヒ素	ng/m <sup>3</sup>	0.086	0.11	0.06	0.06	0.049	6	指針値
水銀	ng/m <sup>3</sup>	1.4	1.1	2.1	1.4	1.7	40	指針値

注1) 指針値：「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）」

注2) 検出下限値未満の場合は、< で表記。定量下限値未満の場合は、( ) で表記。

注3) 塩化メチル及びアセトアルデヒドは令和2年より第12次答申で示された指針値。

出典：「滋賀の環境2020～2024（令和2年～令和6年版環境白書）」（滋賀県ホームページ、令和7年2月閲覧）

#### 4) 大気環境測定車による大気の状況

##### ① 二酸化硫黄

平成30年度の弘川雪寒基地における二酸化硫黄の状況は、表4-1-9に示すとおりである。

測定結果は、環境基準を満足する結果となっている。

表 4-1-9 平成 30 年度の弘川雪寒基地における二酸化硫黄の状況

測定地点	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間値が 0.1ppmを超 えた時間数	日平均値が 0.04ppmを超 えた日数	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
	日	時間	ppm	時間	日	ppm	ppm
H30. 7. 9～8. 6	27	642	0.002	0	0	0.009	0.003
H30. 10. 9～11. 6	27	642	0.002	0	0	0.018	0.004
H30. 11. 22～12. 20	25	594	0.002	0	0	0.007	0.004
H31. 1. 7～2. 4	27	642	0.002	0	0	0.006	0.002

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定結果等報告書(平成30年度)」(滋賀県琵琶湖環境科学研究所センター、令和2年2月)

##### ② 浮遊粒子状物質

平成30年度の弘川雪寒基地における浮遊粒子状物質の状況は、表4-1-10に示すとおりである。

測定結果は、環境基準を満足する結果となっている。

表 4-1-10 平成 30 年度の弘川雪寒基地における浮遊粒子状物質の状況

調査名	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間値が 0.2mg/m <sup>3</sup> を超 えた時間数	日平均値が 0.1mg/m <sup>3</sup> を超 えた日数	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
	日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	日	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>
H30. 7. 9～8. 6	27	645	0.021	0	0	0.082	0.045
H30. 10. 9～11. 6	27	645	0.010	0	0	0.040	0.020
H30. 11. 22～12. 20	27	644	0.009	0	0	0.052	0.030
H31. 1. 7～2. 4	27	645	0.008	0	0	0.038	0.014

環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定結果等報告書(平成30年度)」(滋賀県琵琶湖環境科学研究所センター、令和2年2月)

### ③ 光化学オキシダント

平成30年度の弘川雪寒基地における光化学オキシダントの状況は、表4-1-11に示すとおりである。測定結果は、昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間が34時間確認された。

表 4-1-11 平成 30 年度の弘川雪寒基地における光化学オキシダントの状況

調査名	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1時間値の 平均値	昼間の1時間値 が0.06ppmを 超えた時間数	昼間の1時間値 が0.12ppm以上 の時間数	昼間の 1時間値の 最高値	昼間の1時間 値の日最高値 の平均値
	日	時間	ppm	時間	時間	ppm	ppm
H30. 7. 9～8. 6	29	412	0.038	28	0	0.078	0.055
H30. 10. 9～11. 6	29	411	0.037	6	0	0.065	0.048
H30. 11. 22～12. 20	29	408	0.030	0	0	0.058	0.040
H31. 1. 7～2. 4	29	412	0.032	0	0	0.047	0.040

環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定結果等報告書(平成30年度)」(滋賀県琵琶湖環境科学研究所センター、令和2年2月)

### ④ 二酸化窒素

平成30年度の弘川雪寒基地における二酸化窒素の状況は、表4-1-12に示すとおりである。測定結果は、環境基準を満足する結果となっている。

表 4-1-12 平成 30 年度の弘川雪寒基地における二酸化窒素の状況

調査名	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	1時間値が 0.1ppm以上 の時間数	日平均値が 0.04ppm以上 の日数	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
	日	時間	ppm	時間	日	ppm	ppm
H30. 7. 9～8. 6	27	642	0.002	0	0	0.010	0.003
H30. 10. 9～11. 6	27	642	0.004	0	0	0.030	0.011
H30. 11. 22～12. 20	27	642	0.005	0	0	0.018	0.009
H31. 1. 7～2. 4	27	642	0.005	0	0	0.024	0.011

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典：「大気汚染常時監視測定結果等報告書(平成30年度)」(滋賀県琵琶湖環境科学研究所センター、令和2年2月)

## ⑤一酸化炭素

平成30年度の弘川雪寒基地における一酸化炭素の状況は、表4-1-13に示すとおりである。  
測定結果は、環境基準を満足する結果となっている。

表 4-1-13 平成 30 年度の弘川雪寒基地における一酸化炭素の状況

調査名	有効 測定 日数	測定 時間	平均値	8時間値が 20ppmを超 えた回数	日平均値が 10ppmを超 えた日数	1時間値 の最高値	日平均値 の最高値
	日	時間	ppm	回	日	ppm	ppm
H30. 7. 9～8. 6	27	645	0.2	0	0	1.0	0.3
H30. 10. 9～11. 6	27	645	0.4	0	0	0.9	0.5
H30. 11. 22～12. 20	27	644	0.5	0	0	1.0	0.6
H31. 1. 7～2. 4	27	645	0.4	0	0	1.1	0.8

環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。  
出典：「大気汚染常時監視測定結果等報告書(平成30年度)」(滋賀県琵琶湖環境科学研究所センター、令和2年2月)

#### (4) 騒音・振動の状況

建設予定地周辺の自動車騒音の測定結果は表4-1-14に、自動車騒音の測定位置図は図4-1-7に示すとおりである。

高島市は、5年に1度のローテーションで、安曇川今津線、一般国道161号の測定を実施している。

自動車騒音の測定結果は、全地点において環境基準、要請限度ともに達成されている。

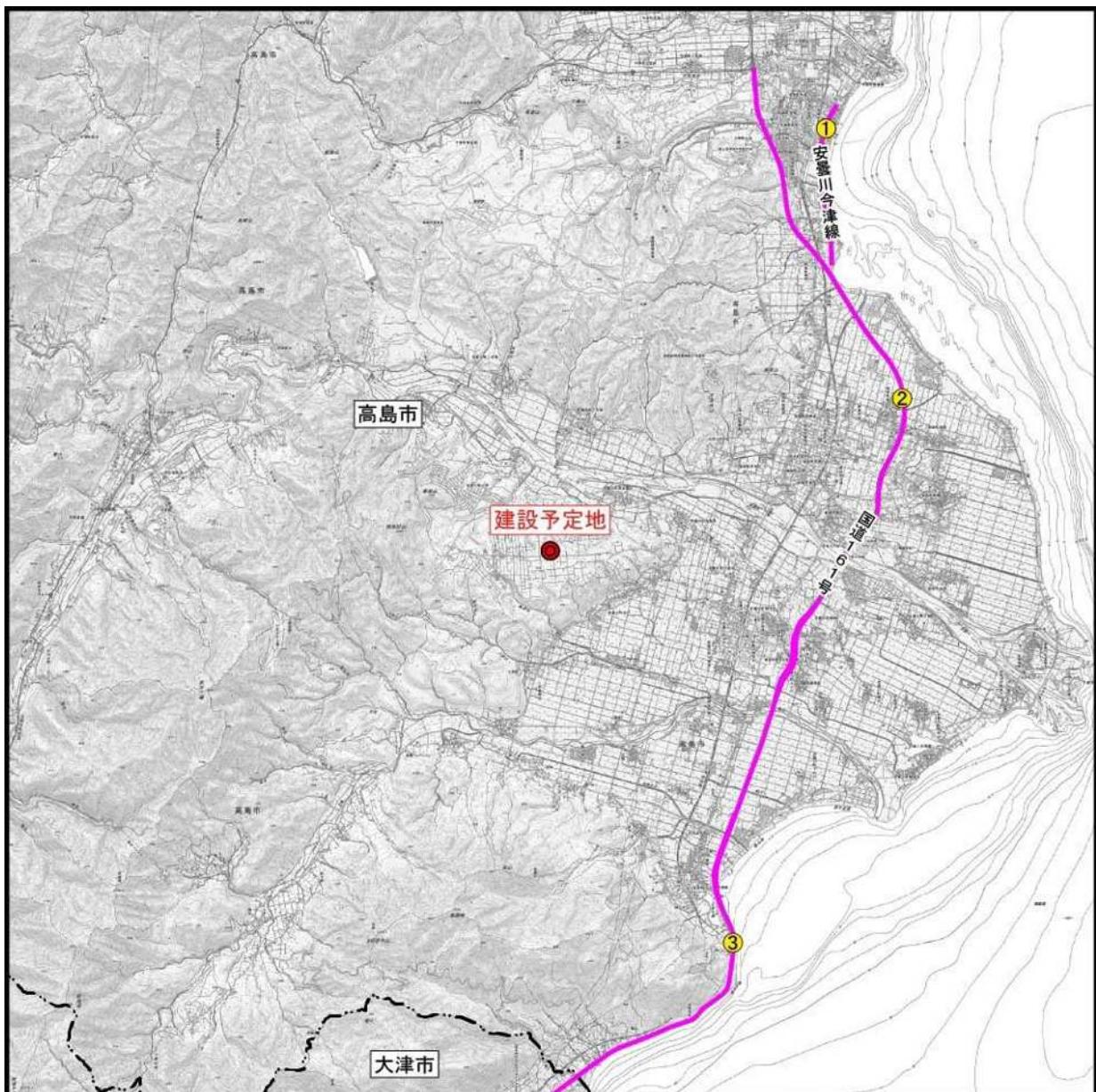
なお、建設予定地及びその周辺では、自動車振動、環境騒音・振動の測定は実施されていない。

表 4-1-14 建設予定地近傍の自動車騒音の測定結果

地図番号	路線名	車線数	測定地点 住所	測定年度	昼夜 <sup>注)</sup>	騒音(Leq)				環境基準類型		
						測定値 (dB)	環境基準		要請限度			
							基準値 (dB)	達成状況	基準値 (dB)	達成状況		
①	安曇川今津線	2	高島市今津町 中沼1丁目4	2021	昼間	65	70	○	75	○	B	
					夜間	63	65	○	70	○		
②	一般国道161号	2	高島市新旭町 針江	2021	昼間	58	70	○	75	○	B	
					夜間	58	65	○	70	○		
③		4	高島市勝野	2021	昼間	64	70	○	75	○	B	
					夜間	62	65	○	70	○		

注) 騒音の昼夜：昼間（午前6時～午後10時），夜間（午後10時～翌日の午前6時）

出典：自動車騒音の常時監視結果（環境展望台ホームページ、令和7年2月閲覧）



#### 凡 例

- : 建設予定地
- : 市界
- : 対象路線
- ①～③ : 測定地点



S=1:100,000

0 1,000 2,000 4,000m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>  
出典：「自動車騒音の常時監視結果」（環境展望台ホームページ、令和7年2月閲覧）

図4-1-7 建設予定地近傍の自動車騒音の測定位置図

## (5) 悪臭の状況

建設予定地周辺では、悪臭の測定事例は確認できなかった。

## (6) 温室効果ガスの状況

滋賀県における温室効果ガス排出量推定値の推移は、表4-1-15に示すとおりである。

2022年度の温室効果ガス排出量は1,073万tであり、2013年度比24.5%減（349万t減）、前年度比2.0%増（21万t減）となっている。

二酸化炭素排出量のうちエネルギー由来二酸化炭素の占める割合は、93.3%であり、2013年度比26.0%減、前年度比2.8%増となっている。

表 4-1-15 滋賀県における温室効果ガスの排出量の推移

（単位：万t-CO<sub>2</sub>）

項目	2013 年度	2021 年度	2022 年度	構成比	過去値との比較	
					2013 年度比	2021 年度比
二酸化炭素	1,351	973	1,001	93.3%	▲26.0%	2.8%
メタン	23	20	22	2.0%	▲3.4%	8.2%
一酸化二窒素	9	8	7	0.6%	▲25.6%	▲14.0%
HFC <sup>注2)</sup>	31	49	43	4.0%	38.2%	▲12.7%
PFC <sup>注3)</sup>	4	0	0	0.0%	▲100.0%	▲100.0%
SF <sub>6</sub> <sup>注4)</sup>	3	1	1	0.1%	▲76.1%	▲32.5%
NF <sub>3</sub> <sup>注5)</sup>	0	0	0	0.0%	—	—
合計	1,422	1,052	1,073	100.0%	▲24.5%	2.0%
森林吸収量 <sup>注6)</sup>	▲51	▲41	▲43	—	—	—

注1) 四捨五入の関係上、表記上「0」となっていても実際の排出量は存在する。また、同様の理由により、総量と内訳の合計等が合わない場合がある。

注2) ハイドロフルオロカーボン類

注3) パーフルオロカーボン類

注4) 六フッ化硫黄

注5) 三フッ化窒素

注6) 林野庁(京都議定書に基づく森林吸収量(滋賀県)、2021年度パリ協定下のNDCにおける森林吸収量(滋賀県))

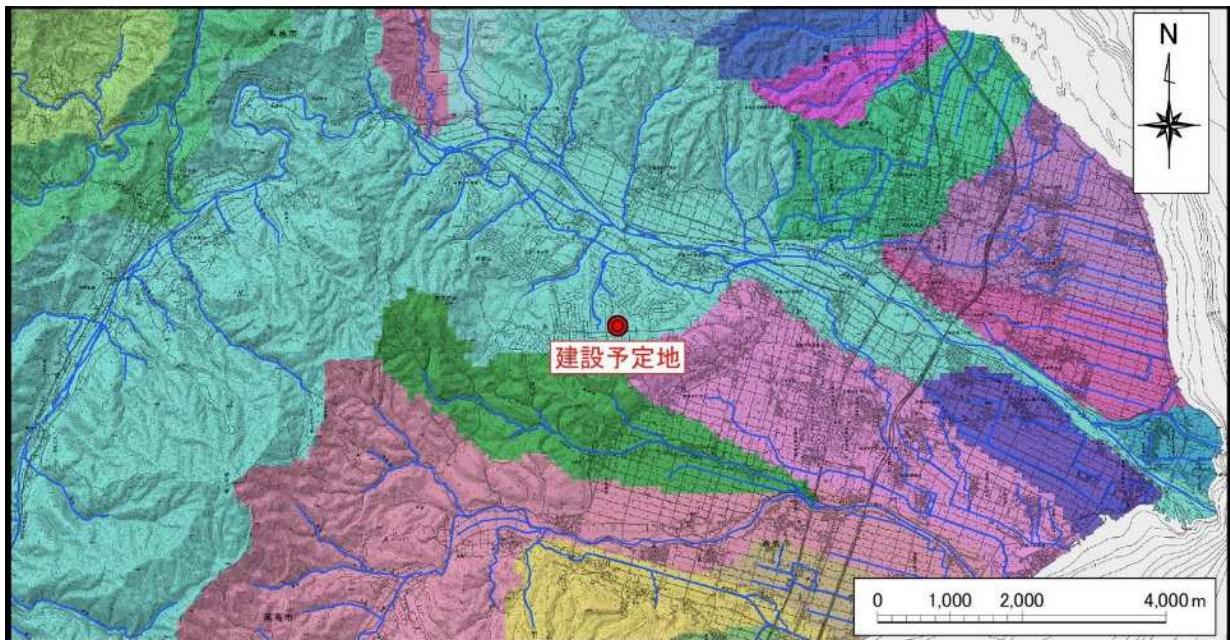
出典：「滋賀県域からの温室効果ガス排出量（2022年度）の実績」（滋賀県ホームページ、令和7年2月閲覧）

## 4-1-2 水環境

### (1) 河川の状況

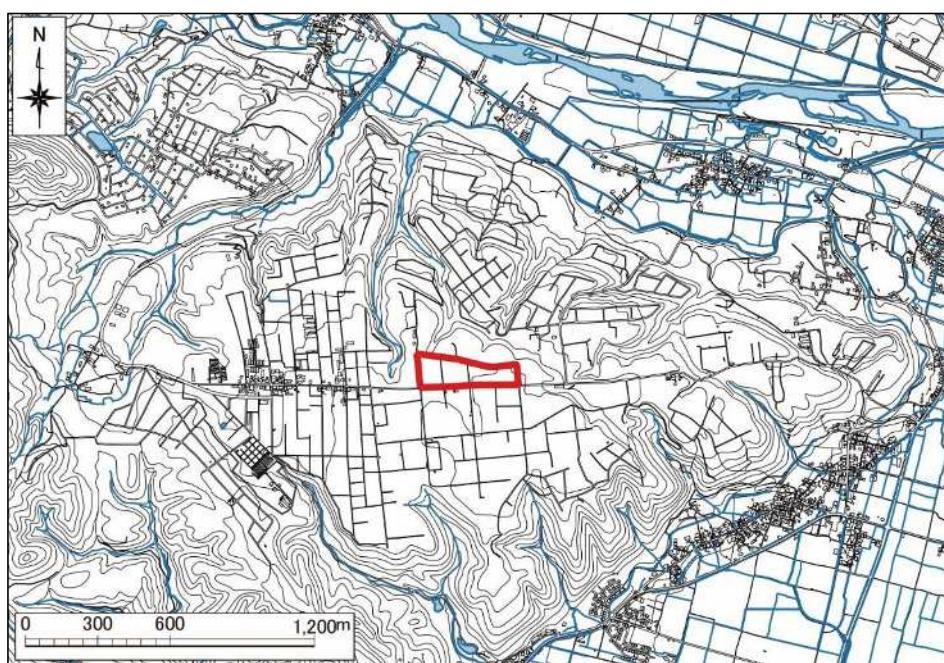
建設予定地周辺の河川及び流域は、図4-1-8～9に示すとおりである。

建設予定地は、安曇川流域に属しており、直近に主要な河川はないが、北側の谷を流れる小河川（名称なし）が隣接し、小筑波池を経て水路へ至る。本事業では、プラント系排水は場内利用とし、公共用水域への放流は行わない予定であるが、雨水排水については調整池に貯留後、公共用水域へ放流する計画である。



地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

図 4-1-8 建設予定地周辺の河川流域



地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

図 4-1-9 建設予定地周辺の河川

## (2) 水質の状況

滋賀県による水質調査の実施地点は図4-1-10に、水質調査結果は図4-1-11、表4-1-16～17に示すとおりである。

滋賀県では安曇川の下流部1地点（常安橋）において水質調査を行っている。

安曇川調査地点において、大腸菌群数を除いて環境基準を満足する結果となっている。

また、健康項目は全項目で環境基準を満足する結果となっている。

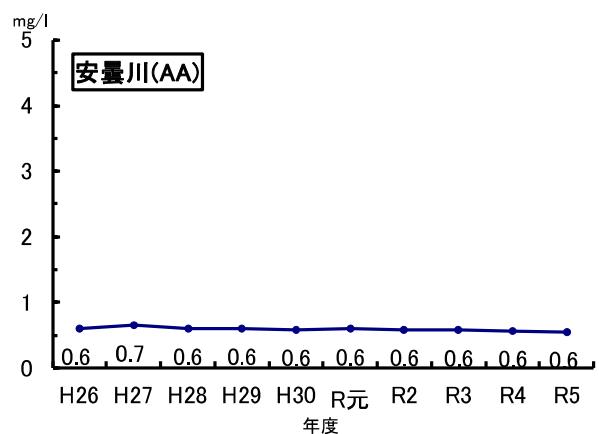
なお、本市においても安曇川水系で水質調査を行っているが、建設予定地近傍では調査が行われていない。



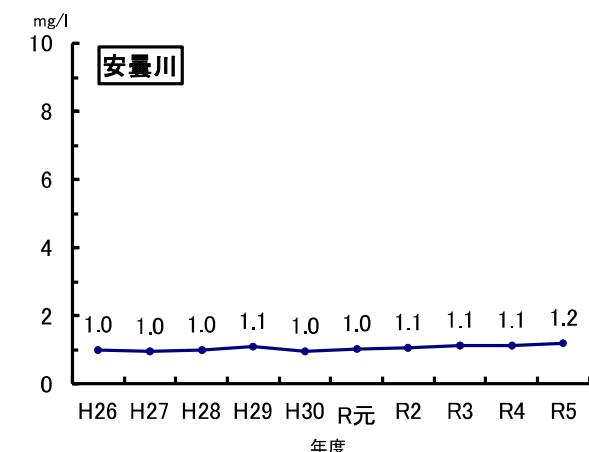
出典：「滋賀の環境2024（令和6年版環境白書）」（滋賀県、令和7年2月）

図 4-1-10 滋賀県による河川水質調査地点図

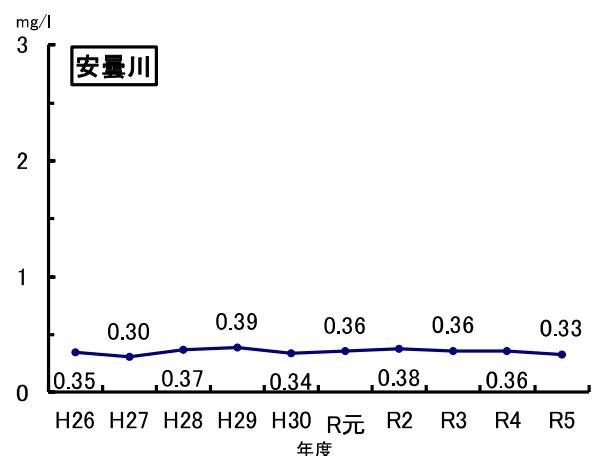
安曇川 BOD



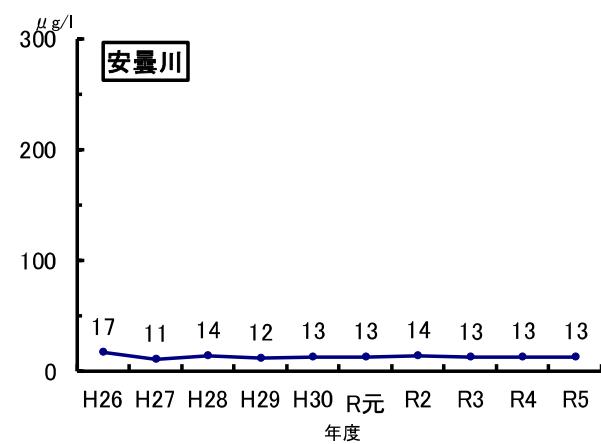
安曇川 COD



安曇川 T-N



安曇川 T-P



出典：「滋賀の環境2024（令和6年版環境白書）」（滋賀県、令和7年2月）

図 4-1-11 滋賀県による安曇川水質調査経年変化

表 4-1-16 滋賀県による安曇川の水質調査結果（年平均値）

年度	pH	D0	BOD	COD	S S	大腸菌数 <sup>注2)</sup>	全窒素 (T-N)	全リン (T-P)
	—	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	CFU/100mL (MPN/100mL)	mg/L	mg/L
2018	7.1～8.4	10	0.6	1.0	2	(240)	0.34	0.013
2019	7.1～7.7	10	0.6	1.0	1	(776)	0.36	0.013
2020	7.1～7.7	10	0.7	1.2	3	(1,648)	0.54	0.018
2021	7.2～7.5	10	0.7	1.1	1	(188)	0.36	0.013
2022	7.2～7.5	10	0.6	1.1	1	34	0.36	0.013
2023	7.1～7.4	10	0.6	1.2	1	38	0.33	0.013
環境基準 AA	6.5以上 8.5以下	7.5以上	1以下	—	25以下	20以下	—	—

注1) pHは測定期間中の最小、最大の範囲を示す。BODは日間平均値の年間75%値を示す。

注2) 2022年度より大腸菌数。

出典：「滋賀の環境2020～2024（令和2～6年版環境白書）」（滋賀県、令和7年2月閲覧）

表 4-1-17 滋賀県による安曇川健康項目調査結果

項目	単位	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	環境基準
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	非検出
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
ヒ素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	非検出
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004以下
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.04以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
1, 3-ジクロロプロパン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.31	0.40	0.28	0.28	0.25	10以下
ふつ素	mg/L	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1以下
1, 4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05以下

注1) 検出下限値未満の場合は、&lt;で表記。

注2) 「非検出」は「検出されないこと」を示す。

出典：「滋賀の環境2020～2024（令和2～6年版環境白書）」（滋賀県ホームページ、令和7年2月閲覧）

### 4-1-3 土壌及び地盤

#### (1) 土壌の状況

##### 1) 土壌汚染の状況

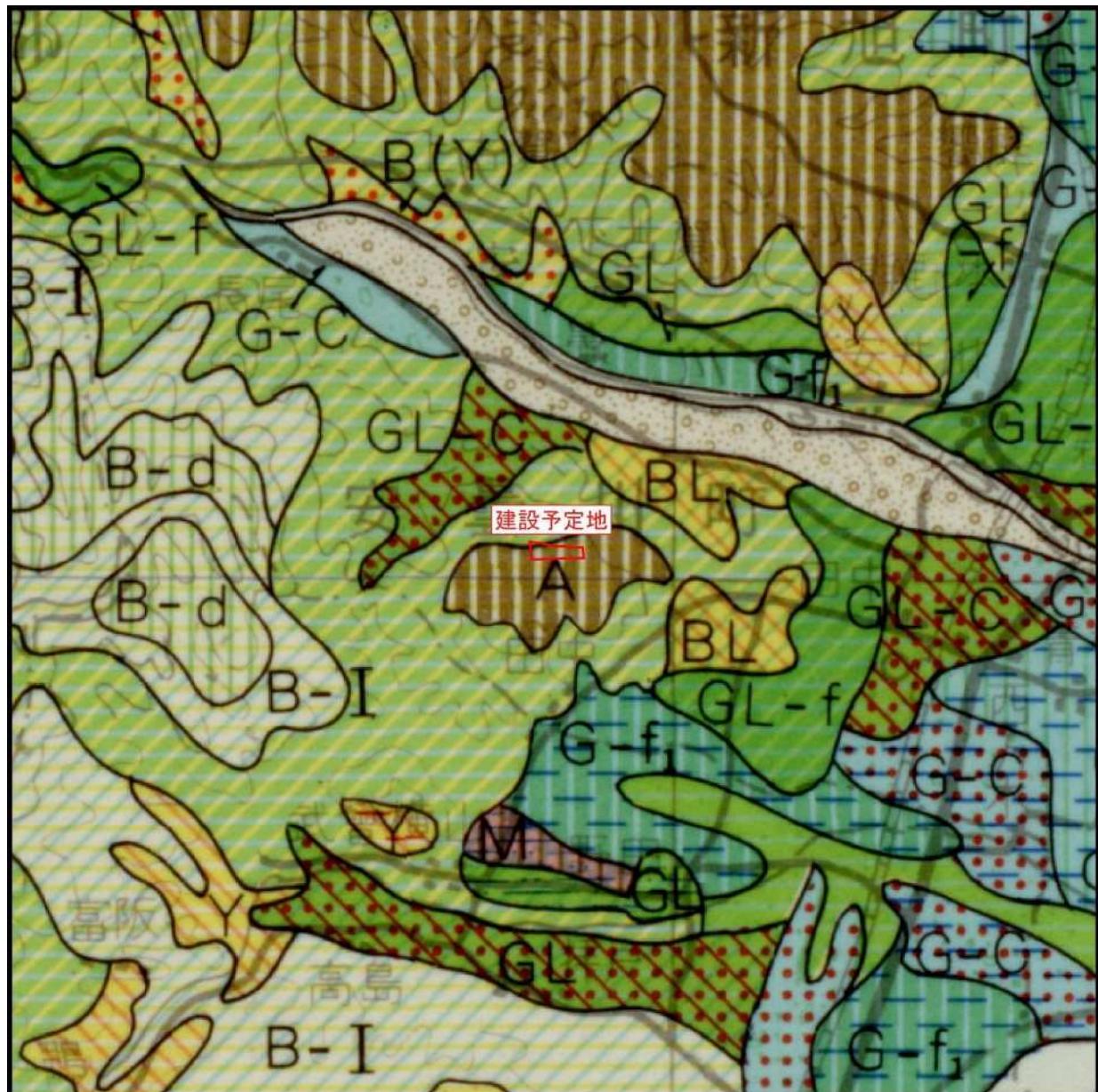
建設予定地周辺において、ダイオキシン類等土壌汚染に関する調査事例は確認できなかった。

また、建設予定地周辺には、土壌汚染対策法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない（出典：土壌汚染対策法に基づく区域の指定について（滋賀県ホームページ、令和7年2月閲覧）。

##### 2) 土壌の機能の状況

建設予定地及びその周辺の土壌の状況は、図4-1-12に示すとおりである。

建設予定地の大部分は「黒ボク土壌」である。建設予定地周辺の西、南、東側は、建設予定地と同様で、北側には「粗粒灰色低地土壌」の分布がみられる。



#### 凡 例

<span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 建設予定地	<span style="background-color: #80c080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 粗粒灰色低地土壤
<span style="background-color: #808000; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 黒ボク土壤	<span style="background-color: #80c0c0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 細粒グライ土壤(1)
<span style="background-color: #c0c080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 乾性褐色森林土壤	<span style="background-color: #80d0c0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: グライ土壤
<span style="background-color: #8080c0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 褐色森林土壤(I型)	<span style="background-color: #c0d0c0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 粗粒グライ土壤
<span style="background-color: #c0c0c0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 褐色森林土壤(II型)	<span style="background-color: #c0c0c0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 黒泥土壤
<span style="background-color: #80c080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 褐色森林土壤(黄褐系)	<span style="background-color: #d0d0d0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 河川敷等
<span style="background-color: #ffff80; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 黄色土壤	<span style="background-color: #d0d0d0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 老朽化水田の範囲
<span style="background-color: #c0c080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 褐色低地土壤	<span style="background-color: #d0d0d0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 過湿の地帯
<span style="background-color: #c0c080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 粗粒褐色低地土壤	<span style="background-color: #d0d0d0; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 過乾の地帯
<span style="background-color: #80c080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 細粒灰色低地土壤	<span style="background-color: #ff8080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 砂層または礫層 ・砂礫層1m以内
<span style="background-color: #808080; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 15px;"></span>	: 灰色低地土壤		



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 m

出典：「土地分類図（滋賀県）」（国土庁土地局、昭和50年）

図4-1-12 建設予定地周辺の土壤の状況

## (2) 地盤の状況

滋賀県の活断層の分布は、図4-1-13に示すとおりである。

「滋賀の環境2024」（令和6年度版環境白書）は、地盤沈下に関して記載されていない。

また、「全国の地盤沈下地域の概況について」（環境省）でも、建設予定地周辺の地盤沈下の状況は報告されていない。

「高島市統計書 令和5年度版」によると、高島市内では地盤沈下の苦情は発生していない。

なお、建設予定地の周辺には琵琶湖西岸断層帯がある。



出典：「滋賀県の地震活動の特徴」（地震調査研究推進本部ホームページ、令和7年2月閲覧）

図 4-1-13 滋賀県の活断層の分布

#### 4-1-4 地形及び地質

##### (1) 地形の状況

建設予定地及びその周辺の地形の状況図は、図4-1-14に示すとおりである。

建設予定地の地形は「小起伏丘陵地」及び「砂礫台地（上位）」となっている。周辺の地形も建設予定地と同様となっている。

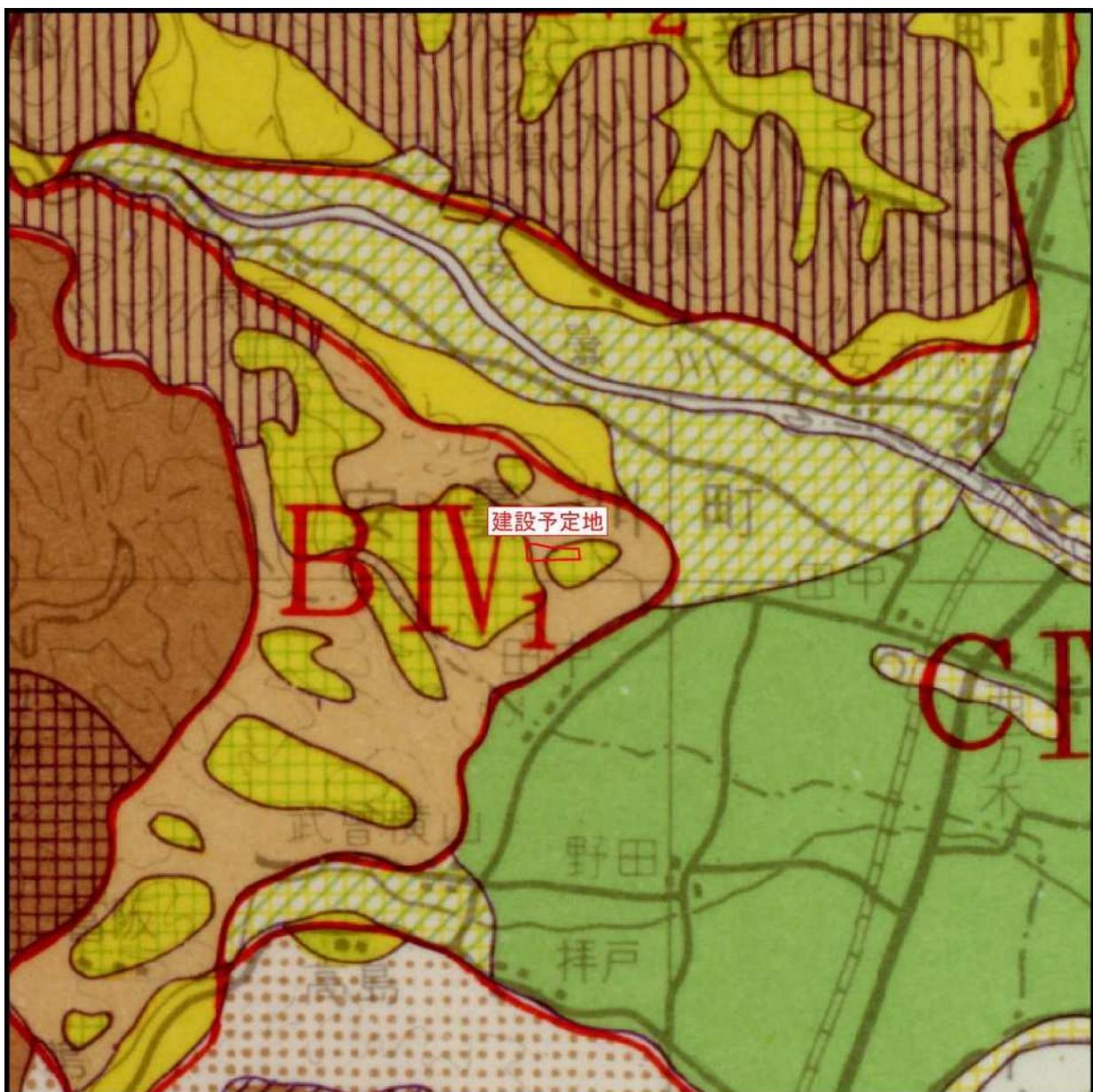
また、建設予定地は、現状、農用地となっており、平坦な状況である。

なお、建設予定地及びその周辺には、「日本の地形レッドデータブック第1集 新装版-危機にある地形-（平成12年、古今書院）」に取り上げられる重要な地形は存在しない。

##### (2) 地質の状況

建設予定地及びその周辺の表層地質図は、図4-1-15に示すとおりである。

建設予定地及びその周辺の表層地質は、「礫（古琵琶湖層）」が分布している。



**凡 例**

<span style="background-color: red; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：建設予定地
<span style="background-color: brown; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：大起伏山地
<span style="background-color: darkbrown; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：中起伏山地
<span style="background-color: tan; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：小起伏山地
<span style="background-color: orange; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：山麓地
<span style="background-color: brown; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：大起伏丘陵地
<span style="background-color: tan; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：小起伏丘陵地
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：砂礫台地（上位）
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：砂礫台地（下位）
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：扇状地性低地
<span style="background-color: green; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：三角州性低地
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	：自然堤防・砂州
<span style="color: red;">~~~~~</span>	：地形区分線

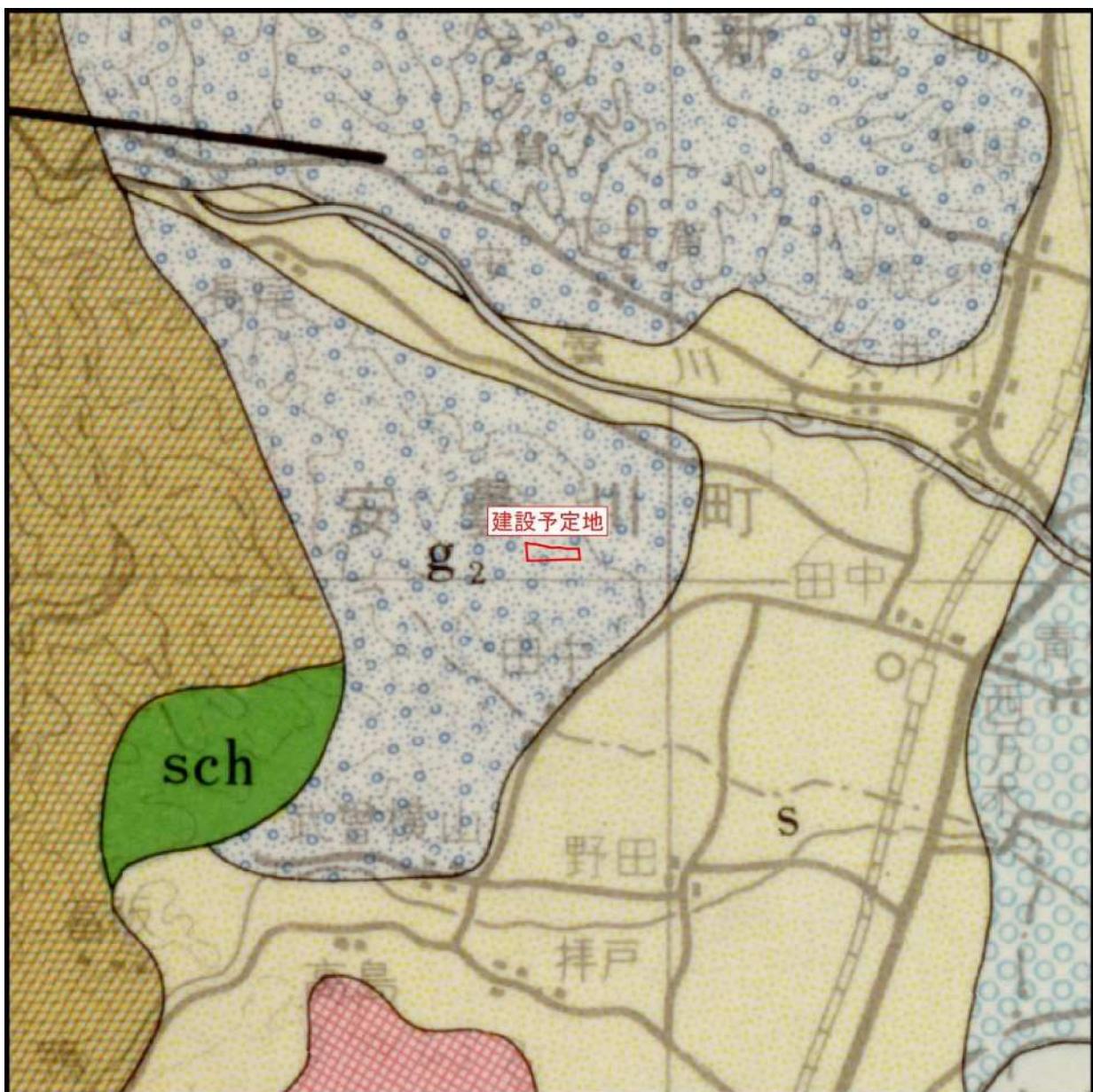


S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 m

出典：「土地分類図（滋賀県）」（国土庁土地局、昭和50年）

図4-1-14 建設予定地周辺の地形状況



**凡 例**

- : 建設予定地
- : 碓(扇状地)
- : 砂(扇状地の末端)
- : 碓(古琵琶湖層)
- : 砂質粘板岩
- : 輝綠凝灰岩
- : 花崗岩
- : 断層



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 m

出典：「土地分類図（滋賀県）」（国土庁土地局、昭和50年）

図4-1-15 建設予定地周辺の地質状況

## 4-1-5 動植物

### (1) 哺乳類

建設予定地周辺の哺乳類の生息状況は、図4-1-16に示すとおりである。

第2回・第4回・第5回・第6回自然環境保全基礎調査（昭和53年・平成5年・平成14年・平成15年、環境庁・環境省）によると、建設予定地を含む2次メッシュにおいて調査対象種12種（ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、テン、イタチ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカ）が確認されている。このうち、第2回と第6回の両資料で確認されている種はニホンザル、ツキノワグマ、タヌキ、キツネ、アナグマ、イノシシ、ニホンジカ、カモシカの8種である。

また、「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック2020年版）」によると、旧安曇川町において生息の可能性のある種として、ニホンザル、カヤネズミ、ツキノワグマ、カモシカの計4種が記載されている。

### (2) 鳥類

「滋賀県イヌワシ・クマタカ保護指針」（平成14年、滋賀県）におけるイヌワシ・クマタカ分布想定図は、図4-1-17に示すとおりである。

第2回・第3回自然環境保全基礎調査に（昭和53年・昭和63年、環境庁）によると、建設予定地を含む2次メッシュにおいて、キジ目（ヤマドリ）が1種、ハト目（キジバト）が1種、ペリカン目（コサギ）が1種、カッコウ目（ジュウイチ等）が4種、ヨタカ目（ヨタカ）が1種、タカ目（ハイタカ等）が2種、ブッポウソウ目（ヤマセミ）が1種、キツツキ目（コゲラ等）が3種、スズメ目（コジユウカラ、キビタキ、イカル等）が32種の計46種が確認されている。

また、「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック2020年版）」によると、旧安曇川町において生息の可能性のある種として94種が記載されている。

### (3) 両生類・爬虫類

「第2回自然環境保全基礎調査（昭和56年、環境庁）」によると、建設予定地を含む2次メッシュにおいて調査対象種等は確認されていない。

また、「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック2020年版）」によると、旧安曇川町において生息の可能性のある種として、ヤマトサンショウウオ、オオサンショウウオ、タゴガエル、ニホンアカガエル、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル、ツチガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンイシガメの9種が記載されている。

### (4) 魚類

「第4回・第5回自然環境保全基礎調査（平成5年・平成14年、環境庁・環境省）」によると、建設予定地を含む2次メッシュにおいて、ヤツメウナギ目（スナヤツメ類）が1種、ウナギ目（ニホンウナギ）が1種、コイ目（アブラボテ、ドジョウ等）が17種、ナマズ目（アカザ）が1種、サケ目（アユ等）が4種、スズキ目（ブルーギル、ドンコ等）が6種の計30種が確認されている。

また、「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック2020年版）」によると、旧安曇川町において生息の可能性のある種として24種が記載されている。

## (5) 昆虫類

「第2回自然環境保全基礎調査（昭和56年、環境庁）」によると、建設予定地を含む2次メッシュにおいて、トンボ目（タカネトンボ、アキアカネ等）が43種、カメムシ目（エゾゼミ等）が3種、コウチュウ目（ゲンジボタル）が1種、チョウ目（ミスジチョウ、ウンモンスズメ等）が42種の計89種が確認されている。このうち、ハッショウトンボ、ギフチョウ、ゲンジボタルが指標昆虫、ルリボシヤンマ、ヒメアカネ、ミヤマカラスアゲハ、ウスバシロチョウ、オオルリボシヤンマ、ヒサマツミドリシジミ、ミドリシジミ、オオウラギンヒョウモンが特定昆虫に指定されている。

また、「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック2020年版）」によると、旧安曇川町において生息の可能性のある種として47種が記載されている。

## (6) 底生動物

「第4回・第5回自然環境保全基礎調査（平成5年・平成14年、環境庁・環境省）」によると、建設予定地を含む2次メッシュにおいて、アマオブネガイ目（ヤマキサゴ）が1種、マイマイ目（クチベニマイマイ、ヤマタカマイマイ等）が12種、新生腹足目（チリメンカワニナ）が1種の計14種が確認されている。

また、「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック2020年版）」によると、旧安曇川町において生息の可能性のある種として7種が記載されている。

ニホンザル



ツキノワグマ



タヌキ



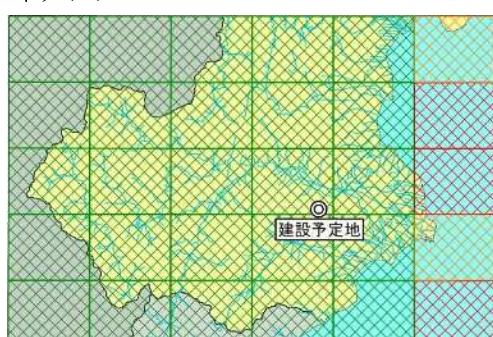
キツネ



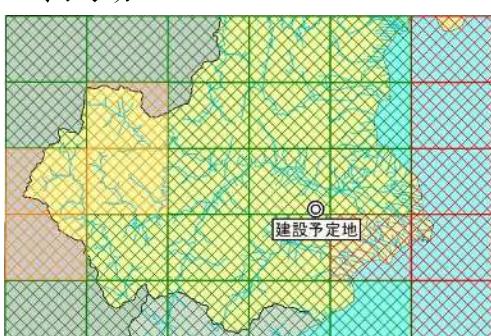
アナグマ



イノシシ



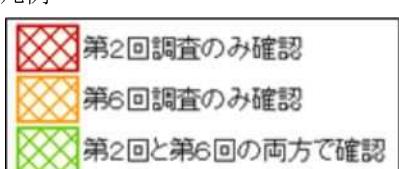
ニホンジカ



カモシカ



凡例



出典：「第6回自然環境保全基礎調査 ほ乳類調査（平成12～16年度）」

(環境省生物多様性情報システムホームページ、令和7年2月閲覧)

図 4-1-16 建設予定地周辺の哺乳類の生息状況

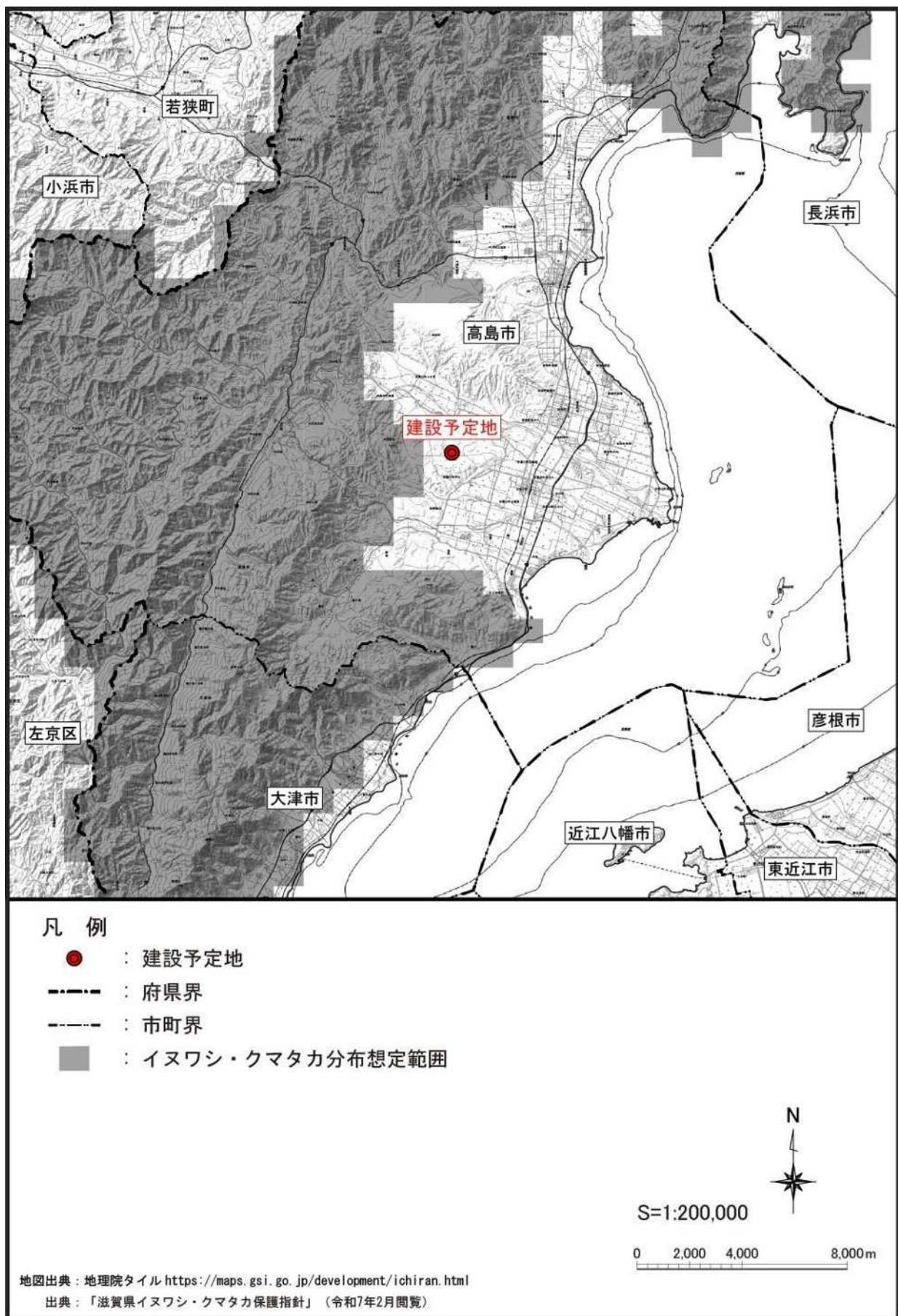


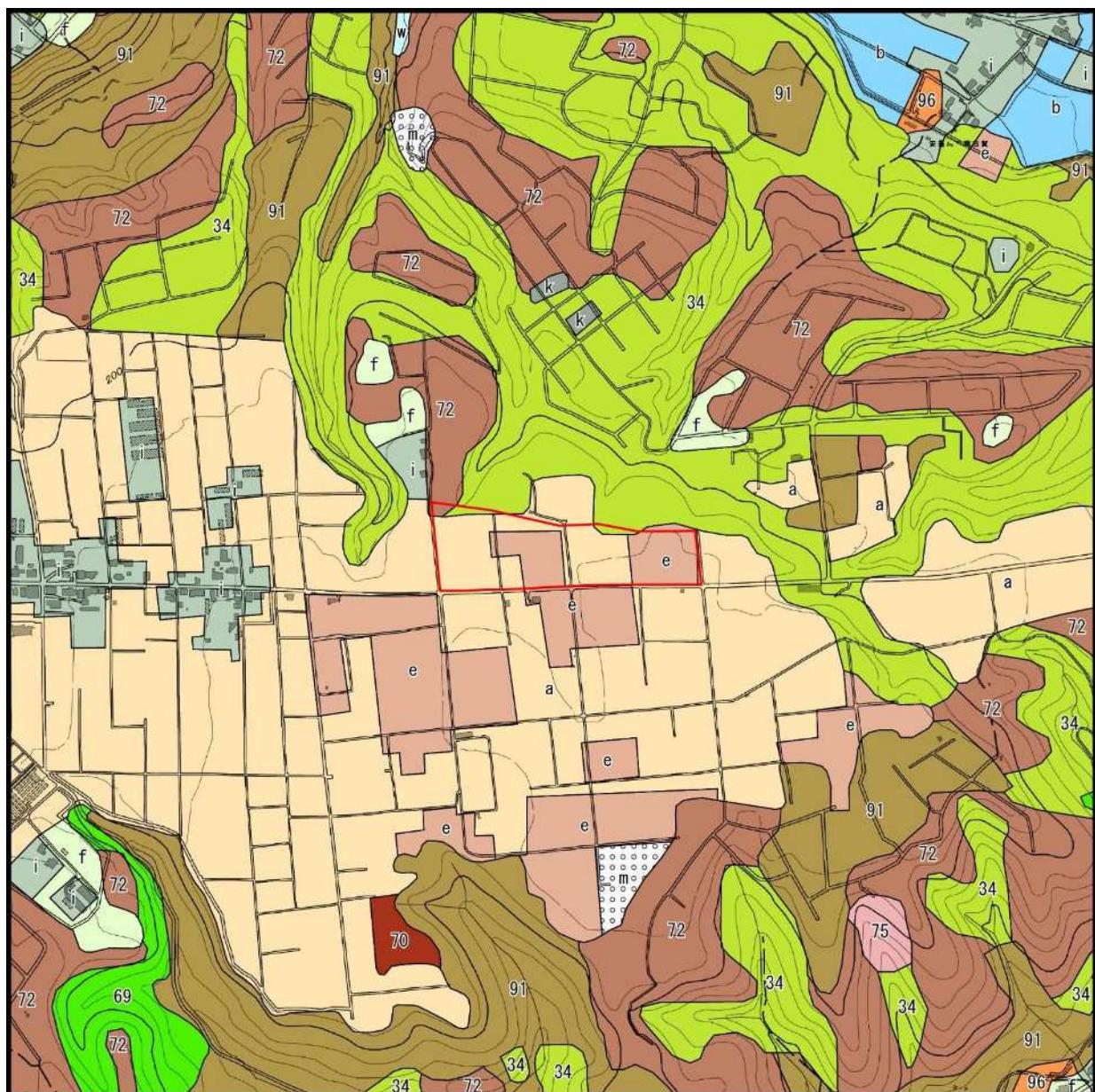
図 4-1-17 イヌワシ・クマタ力分布想定範囲

## (7) 植物

「第2回自然環境保全基礎調査（昭和56年、環境庁）」によると、建設予定地周辺では特定植物群落として、槇神社のシイ林がある。「第4回自然環境保全基礎調査（昭和56年、環境庁）」によると、建設予定地周辺では巨樹・巨木林として、イチョウ（安曇川町下古賀）、モミ（安曇川町中野）、スギ（安曇川町上古賀）、スギ（安曇川町上古賀）、ツブラジイ（安曇川町南古賀）がある。

「第6～7回自然環境保全基礎調査」（平成14年、環境省）による建設予定地周辺の現存植生図は図4-1-18に示すとおりである。建設予定地は、「畑地雜草群落」及び「果樹園」となっている。周辺の主な植生は、南側が建設予定地と同じ「畑地雜草群落」及び「果樹園」、北側の山地が「ユキグニミツバツツジ-コナラ群集」及び「ユキグニミツバツツジ-アカマツ群集」となっている。

また、「滋賀県で大切にすべき野生生物（滋賀県レッドデータブック2020年版）」によると、旧安曇川町において生育の可能性のある種として、マツバラン、タニヘゴ等のシダ植物3種、ナガバノウナギツカミ、タチスズシロソウ等の双子葉植物離弁花類8種、カラタチバナ、コバノカモメヅル等の双子葉合弁花類8種、ザゼンソウ、マツカサススキ等の单子葉植物16種が記載されている。



### 凡 例

<span style="background-color: red; border: 1px solid black; padding: 2px;"> </span>	建設予定地
<span style="background-color: green; border: 1px solid black; padding: 2px;">34</span>	ユキグニミツバツツジーコナラ群集
<span style="background-color: green; border: 1px solid black; padding: 2px;">69</span>	アベマキーコナラ群集
<span style="background-color: brown; border: 1px solid black; padding: 2px;">70</span>	モチツツジーアカマツ群集
<span style="background-color: brown; border: 1px solid black; padding: 2px;">72</span>	ユキグニミツバツツジーアカマツ群集
<span style="background-color: pink; border: 1px solid black; padding: 2px;">75</span>	クズ群落
<span style="background-color: olive; border: 1px solid black; padding: 2px;">91</span>	スギ・ヒノキ・サワラ植林
<span style="background-color: orange; border: 1px solid black; padding: 2px;">96</span>	竹林
<span style="background-color: lightgreen; border: 1px solid black; padding: 2px;">f</span>	路傍・空地雑草群落
<span style="background-color: lightbrown; border: 1px solid black; padding: 2px;">e</span>	果樹園
<span style="background-color: yellow; border: 1px solid black; padding: 2px;">a</span>	畠地雑草群落
<span style="background-color: lightblue; border: 1px solid black; padding: 2px;">b</span>	水田雑草群落
<span style="background-color: darkgrey; border: 1px solid black; padding: 2px;">k</span>	市街地
<span style="background-color: green; border: 1px solid black; padding: 2px;">i</span>	緑の多い住宅地
<span style="background-color: lightblue; border: 1px solid black; padding: 2px;">m</span>	造成地
<span style="background-color: cyan; border: 1px solid black; padding: 2px;">w</span>	開放水域

S=1:10,000

0 100 200 400 m



出典：「第6～7回自然環境保全基礎調査植生」（環境省生物多様性センターホームページ、令和7年2月閲覧）

図4-1-18 建設予定地周辺の現存植生図

## 4-1-6 景観及び人と自然とのふれあいの活動の場

### (1) 景観の状況

建設予定地周辺の自然景観資源は、表4-1-18、図4-1-19に示すとおりである。

建設予定地の北側は、朽木・葛川県立自然公園の第3種特別地域及び普通地域に指定されている地域がある。また、安曇川沿いは渓谷がつくる四季折々の美しい自然美が楽しめる地域となっている。

内部景観要素としては、建設予定地の北側には山林、安曇川、西東南側には水田、西側水田の先には集落があり、里山的な景観と人工的景観が混在している。

なお、市内全域は、高島市景観計画による計画地区に策定されている。

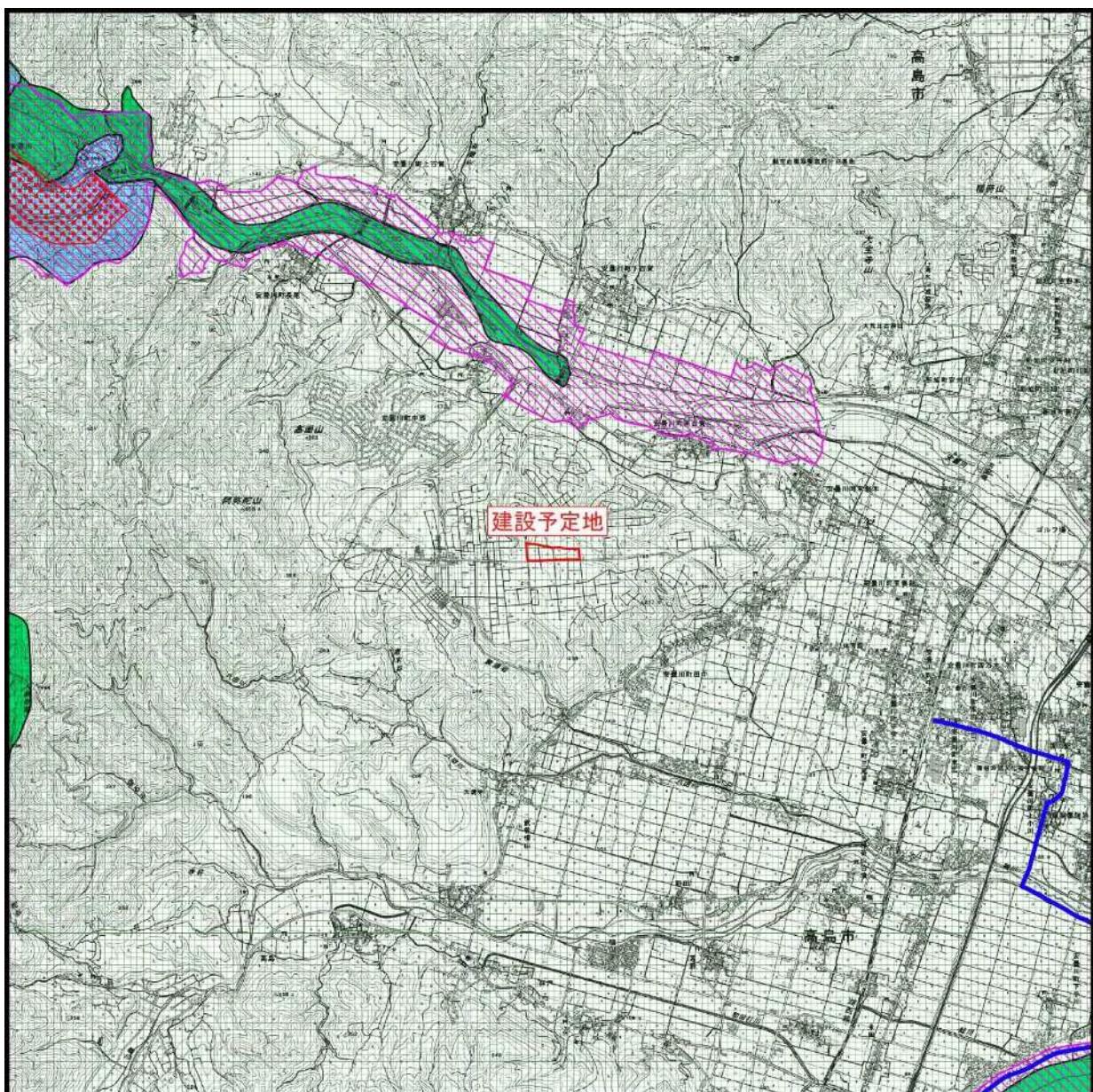
表 4-1-18 建設予定地周辺の自然景観資源等一覧

出典・根拠	名称
第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査 (環境庁 平成元年)	近江耶馬渓
滋賀県立自然公園条例 (滋賀県 昭和40年)	朽木・葛川県立自然公園
ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例 (滋賀県 昭和59年)	該当なし
長距離自然歩道を歩こう近畿 (環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室平成21年3月)	該当なし
中部北陸自然歩道 (近江の歴史と自然のみち 滋賀県)	藤樹文学と白砂近江舞子のみち
高島市景観計画 (高島市、令和5年6月)	安曇川中流河川地区

### (2) 人と自然とのふれあいの活動の場の状況

建設予定地周辺の人と自然との触れ合いの活動の場（野外レクリエーション施設）は、図4-1-20に示すとおりである。

建設予定地近傍の主な人と自然との触れ合いの活動の場（野外レクリエーション施設）は、北東側約1.5kmに健康の森梅ノ子運動公園が存在する。



### 凡 例

- |  |               |
|--|---------------|
| <span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>     | : 建設予定地       |
| 第3回自然環境保全基礎調査  |               |
| <span style="background-color: #e67e22; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 近江耶馬溪       |
| <span style="background-color: #800000; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 栲木・葛川県立自然公園 |
| <span style="background-color: #2ecc71; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 第3種特別地域     |
| <span style="background-color: #3498db; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 普通地域        |
| 自然歩道   |               |
| <span style="color: #3498db;">—</span>   | : 中部北陸自然歩道    |

高島市景観計画

: 計画区域

: 安曇川中流河川地域



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

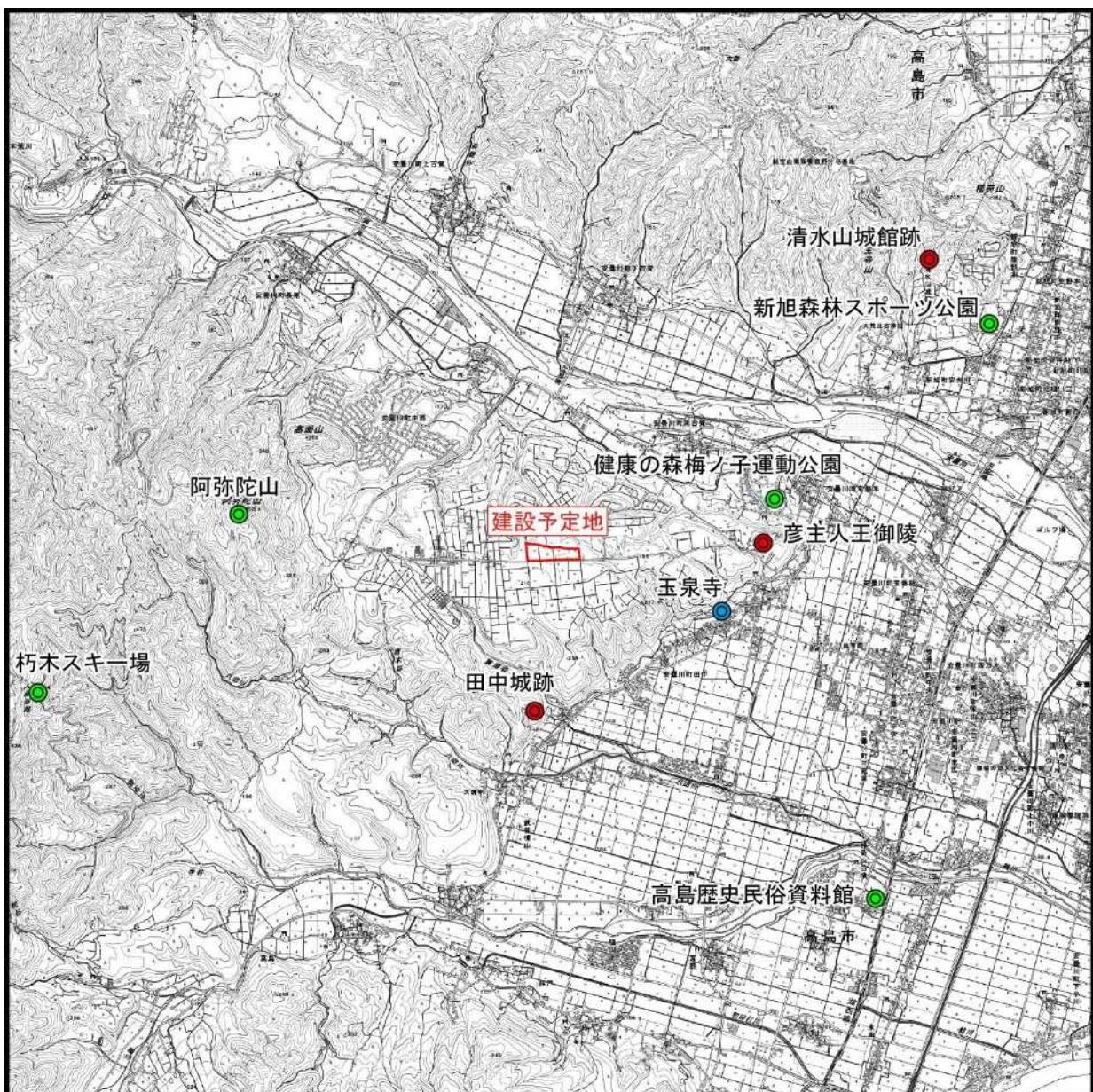
出典：「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査」（環境庁、平成元年）

「滋賀県立自然公園条例」（滋賀県、昭和40年）

「中部北陸自然歩道」（近江の歴史と自然のみち 滋賀県）

「高島市景観計画」（高島市、令和1年7月）

図4-1-19 建設予定地周辺の自然景観資源位置図



### 凡 例

- |   |        |
|---|--------|
| <span style="border: 1px solid red; width: 15px; height: 10px;"></span> | ：建設予定地 |
| <span style="color: green;">●</span>                                    | ：施設    |
| <span style="color: blue;">●</span>                                     | ：寺院    |
| <span style="color: red;">●</span>                                      | ：史跡    |



S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

出典：「びわ湖高島観光Navi」（びわ湖高島観光ガイドホームページ、令和7年2月閲覧）

図4-1-20 建設予定地周辺の野外レクリエーション施設位置図

#### 4-1-7 文化財及び伝承文化

建設予定地周辺の文化財等の分布状況は表4-1-19、表4-1-20及び図4-1-21に示すとおりである。

指定文化財及び周知の埋蔵文化財は、建設予定地には確認されていない。

表 4-1-19 建設予定地周辺の文化財

種別	所在地等	名称	備考
史跡名勝	高島市安曇川町上小川	藤樹書院跡	国指定
史跡名勝	高島市朽木岩瀬（興聖寺）	旧秀隣寺庭園	国指定
史跡名勝	高島市朽木村井	朽木池の沢庭園	国指定
有形文化財(建造物)	高島市安曇川町北船木	若宮神社本殿	国指定
重要文化財(彫刻)	高島市朽木岩瀬（興聖寺）	木造釈迦如来坐像	県指定
史跡	高島市朽木野尻	朽木陣屋跡	県指定
天然記念物	高島市朽木雲洞谷	朽木のトチノキ巨木林	県指定
有形文化財(建造物)	高島市朽木宮前坊（邇々杵神社内）	邇々杵神社本殿 境内社河内神社本殿 多宝塔	県指定
有形文化財(建造物)	高島市朽木岩瀬（興聖寺）	高巖山興聖寺本堂	市指定
有形文化財(建造物)	高島市安曇川町田中（田中神社）	石造宝塔	市指定
有形文化財(建造物)	高島市安曇川町田中（玉泉寺）	石造宝塔 石造層塔	市指定
有形文化財(建造物)	高島市安曇川町三尾里	石造満願寺宝塔	市指定
有形文化財(建造物)	高島市安曇川町常盤木（三重生神社）	石造宝塔	市指定
有形文化財(彫刻)	高島市安曇川町田中（玉泉寺）	玉泉寺石仏群	市指定
有形民俗文化財	高島市安曇川町田中	石造道標「石敢当」	市指定
史跡	高島市安曇川町田中	田中南堡跡	市指定
史跡	高島市安曇川町三尾里	胞衣塚	市指定

出典：「文化財目録」（滋賀県文化財保護課ホームページ、令和7年2月閲覧）

「高島市文化財保存活用地域計画」（高島市、令和3年）

表 4-1-20 建設予定地周辺の遺跡(埋蔵文化財)

遺跡名称	遺跡の種類	所在地等
最正寺遺跡	社寺跡	安曇川町長尾
梅長院遺跡	社寺跡	安曇川町南古賀
南古賀古墳群	古墳群	安曇川町南古賀
田中東堡遺跡	城館跡	安曇川町田中
平和村古墳群	古墳群	安曇川町田中
松蓋寺遺跡	社寺跡	安曇川町田中
上寺城遺跡	城館跡	安曇川町田中
太山寺遺跡	城館跡・社寺跡	安曇川町田中
泰山寺野古墳群	古墳群	安曇川町田中
田中野古墳群	古墳群	安曇川町田中
仁和寺遺跡	社寺跡	安曇川町田中
下ノ城遺跡	城館跡	安曇川町田中
下ノ城南堀遺跡	集落跡	安曇川町田中
一本杉遺跡	散布地	安曇川町田中
南市遺跡	散布地	安曇川町田中
東窪田遺跡	集落跡	安曇川町田中
八反田遺跡	集落跡	安曇川町田中
田中南堡遺跡	城館跡	安曇川町田中
田中古墳群	古墳群	安曇川町田中
王塚古墳	古墳	安曇川町田中
南市北・下五反田遺跡	集落跡	安曇川町田中
陵遺跡	散布地	安曇川町田中
三重生堡遺跡	城館跡	安曇川町常盤木
三重生神社遺跡	社寺跡	安曇川町常盤木
三重生城遺跡	城館跡	安曇川町常盤木
コウセイ寺遺跡	社寺跡	安曇川町常盤木
十八川遺跡	散布地	安曇川町常盤木

出典：「高島市文化財保存活用地域計画」（高島市、令和3年）



図4-1-21 建設予定地周辺の遺跡(埋蔵文化財)の分布

## 4-2 社会的状況

### 4-2-1 人口及び産業

#### (1) 人口及び世帯数の状況

高島市の人口及び世帯数の過去10年の推移は表4-2-1に、建設予定地周辺地域の令和6年の人口及び世帯数は表4-2-2に示すとおりである。

令和6年の高島市総人口は43,894人、世帯数は19,610世帯となっており、人口は漸減傾向、世帯数は漸増傾向にあったが、令和6年は減少している。

また、建設予定地がある安曇川町泰山寺は、人口43人、22世帯となっている。

表 4-2-1 人口及び世帯数の推移

年	人口(人)			世帯数
	総数	男	女	
平成27	50,025	24,460	25,565	18,149
28	49,328	24,104	25,224	19,671
29	48,637	23,759	24,878	19,648
30	47,930	23,459	24,471	19,552
令和元	47,124	23,089	24,035	19,433
2	46,377	22,762	23,615	18,037
3	45,789	22,401	23,388	19,353
4	45,174	22,136	23,038	19,706
5	44,528	21,828	22,700	19,740
6	43,894	21,461	22,433	19,610

注) 各年とも10月1日現在

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版 (高島市、令和7年6月)

表 4-2-2 建設予定地を含む周辺地域の人口及び世帯数

地区名	人口(人)			総世帯数
	総数	男	女	
安曇川 中野	219	99	120	116
南古賀	223	109	114	99
梅ノ子	94	49	45	41
庄境	156	75	81	63
三重生	75	36	39	32
馬場	181	87	94	64
仁和寺	46	22	24	21
三田	149	65	84	67
佐賀	56	27	29	20
上寺	63	31	32	31
沖田	93	46	47	45
泰山寺	43	24	19	22
高島 横山	303	147	156	133

注) 数値は令和5年9月30日現在

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版 (高島市、令和7年6月)

## (2) 産業別就業人口の状況

高島市における産業別就業人口は、表4-2-3～4に示すとおりである。

第3次産業の就業者の占める割合が最も高く、次いで第2次産業、第1次産業の順であり、それぞれ減少傾向である。産業内訳別にみると、製造業が最も多く、次いで医療・福祉、卸売業・小売業、建設業の順となっている。

表 4-2-3 高島市の産業別就業人口

(単位:人)

年度 種別	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	1,871	2,050	1,608	1,645	1,371
第2次産業	10,470	8,897	7,800	6,996	6,517
第3次産業	15,145	15,574	15,466	15,095	14,448

注) 各年とも10月1日現在、分類不能は未掲載

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版（高島市、令和7年6月）

表 4-2-4 高島市の産業別・男女別就業者数

(単位:人)

種別	総数	男	女
第1次産業	1,371	927	444
農業	1,258	843	415
林業	57	45	12
漁業	56	39	17
第2次産業	6,517	4,357	2,160
鉱業・採石業砂利採取業	5	5	-
建設業	1,888	1,559	329
製造業	4,624	2,793	1,831
第3次産業	14,448	7,073	7,375
電気・ガス・熱供給・水道業	87	82	5
情報通信業	129	93	36
運輸業・郵便業	835	725	110
卸売業・小売業	3,137	1,448	1,689
金融業・保険業	304	116	188
不動産業・物品賃貸業	192	126	66
学術研究・専門、技術サービス	399	226	173
宿泊業・飲食サービス業	1,163	432	731
生活関連サービス業・娯楽業	773	327	446
教育・学習支援業	1,040	397	643
医療・福祉	3,270	837	2,433
複合サービス事業	370	243	127
その他サービス業	1,232	802	430
公務	1,517	1,219	298

注) 令和2年10月1日現在、分類不能は未掲載

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版（高島市、令和7年6月）

#### 4-2-2 土地利用の状況

高島市における土地利用状況は表4-2-5、土地利用状況の割合は図4-2-1に示すとおりである。

評価分の土地利用の地目別面積では、山林が最も広く、次いで田、宅地の順となっている。なお、非評価分の面積が市域の6割以上を占めている。

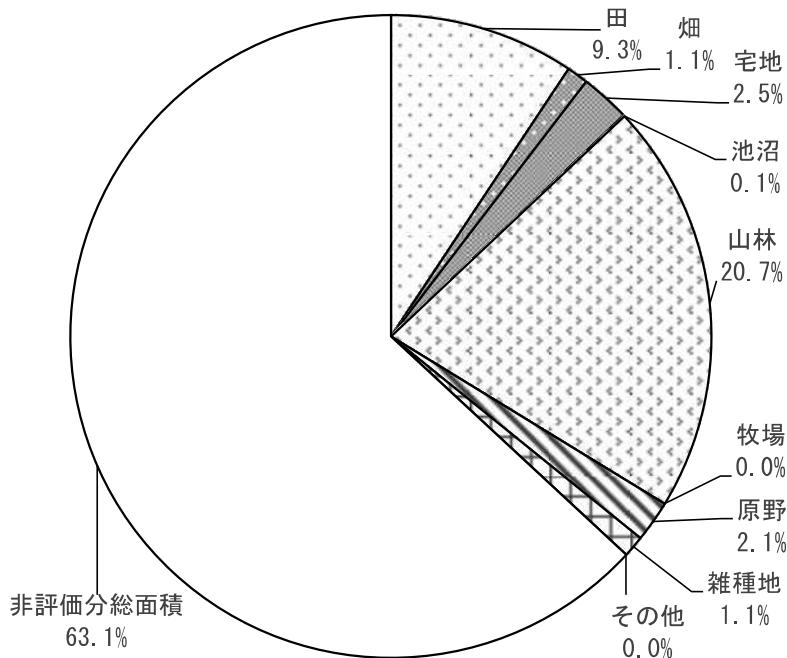
表 4-2-5 土地利用の地目別面積

(単位 : m<sup>2</sup>)

総面積	511,120,000
評価分総面積	188,573,545
田	47,630,610
畑	5,510,551
宅地	12,880,273
池沼	329,777
山林	105,745,758
牧場	5,593
原野	10,665,312
雑種地	5,718,400
その他	-
非評価分総面積	322,633,726

注) 数値は令和5年1月1日現在

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版 (高島市、令和7年6月)



注) 数値は令和5年次

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版 (高島市、令和7年6月)

図 4-2-1 土地利用の地目別面積

#### 4-2-3 交通の状況

道路交通量調査結果は表4-2-6に、鉄道の一日平均乗客数は表4-2-7に、交通網の状況は図4-2-2に示すとおりである。

建設予定地周辺は、台地に沿って主要地方道23号、一般県道297号、298号が存在している。それぞれ交通量は、主要地方道23号が2,552台/12時間、一般県道297号が744台/12時間、一般県道298号が2,355台/12時間となっている。

鉄道は、建設予定地の最寄りの駅として安曇川駅があり、令和5年度の一日平均乗客数は1,401人である。なお、建設予定地から安曇川駅は3kmほど離れている。

表 4-2-6 道路交通量調査の調査結果

路線名	路線番号	区間番号 調査単位	交通量観測地点地名	昼間12時間 <sup>注1)</sup> 自動車類交通量 <sup>注2)</sup> (上下合計)			24時間 自動車類交通量 <sup>注2)</sup> (上下合計)		
				小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)	小型車 (台)	大型車 (台)	合計 (台)
一般国道161号	161	10470	—	12,464	3,096	15,560	15,340	5,355	20,695
主要地方道小浜朽木高島線	23	40710	高島市安曇川町長尾	2,185	367	2,552	2,713	426	3,139
主要地方道小浜朽木高島線	23	40720	—	3,613	402	4,015	4,570	609	5,179
主要地方道小浜朽木高島線	23	40730	—	3,661	407	4,068	4,631	617	5,248
主要地方道小浜朽木高島線	23	40740	—	1,635	213	1,848	2,018	255	2,273
一般県道中野新旭線	293	62220	—	1,248	77	1,325	1,502	101	1,603
一般県道五番領安井川線	294	62210	—	3,621	151	3,772	4,527	339	4,866
一般県道市場野田鴨線	295	62220	—	194	18	212	231	38	269
一般県道市場野田鴨線	295	62230	—	197	18	215	234	39	273
一般県道畠勝野線	296	62240	—	1,229	85	1,314	1,481	109	1,590
一般県道安曇川高島線	297	62250	高島市武曾横山	686	58	744	825	75	900
一般県道常磐木音羽線	298	62260	高島市安曇川町田中	2,196	159	2,355	2,668	205	2,873
一般県道高島大津線	558	63320	高島市新旭町饗庭	5,630	226	5,856	7,146	525	7,671
一般県道高島大津線	558	63330	高島市安曇川町西万木	6,785	287	7,072	8,618	646	9,264
一般県道高島大津線	558	63340	高島市勝野	3,596	135	3,731	4,486	327	4,813

注1) 昼間12時間とは、午前7時～午後7時の12時間である。

注2) 斜体時は推計値。

注3) 「—」は出典に記載なし

出典：「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」(国土交通省ホームページ、令和5年6月)

表 4-2-7 鉄道の一日平均乗客数

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総数	5,969	4,596	4,610	5,061	5,201
定期総数	3,997	3,490	3,452	3,552	3,574
定期外総数	1,972	1,106	1,158	1,509	1,627
安曇川駅総数	1,596	1,297	1,306	1,368	1,401
定期総数	1,169	1,039	1,039	1,030	1,038
定期外総数	427	258	267	338	363

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版 (高島市、令和7年6月)

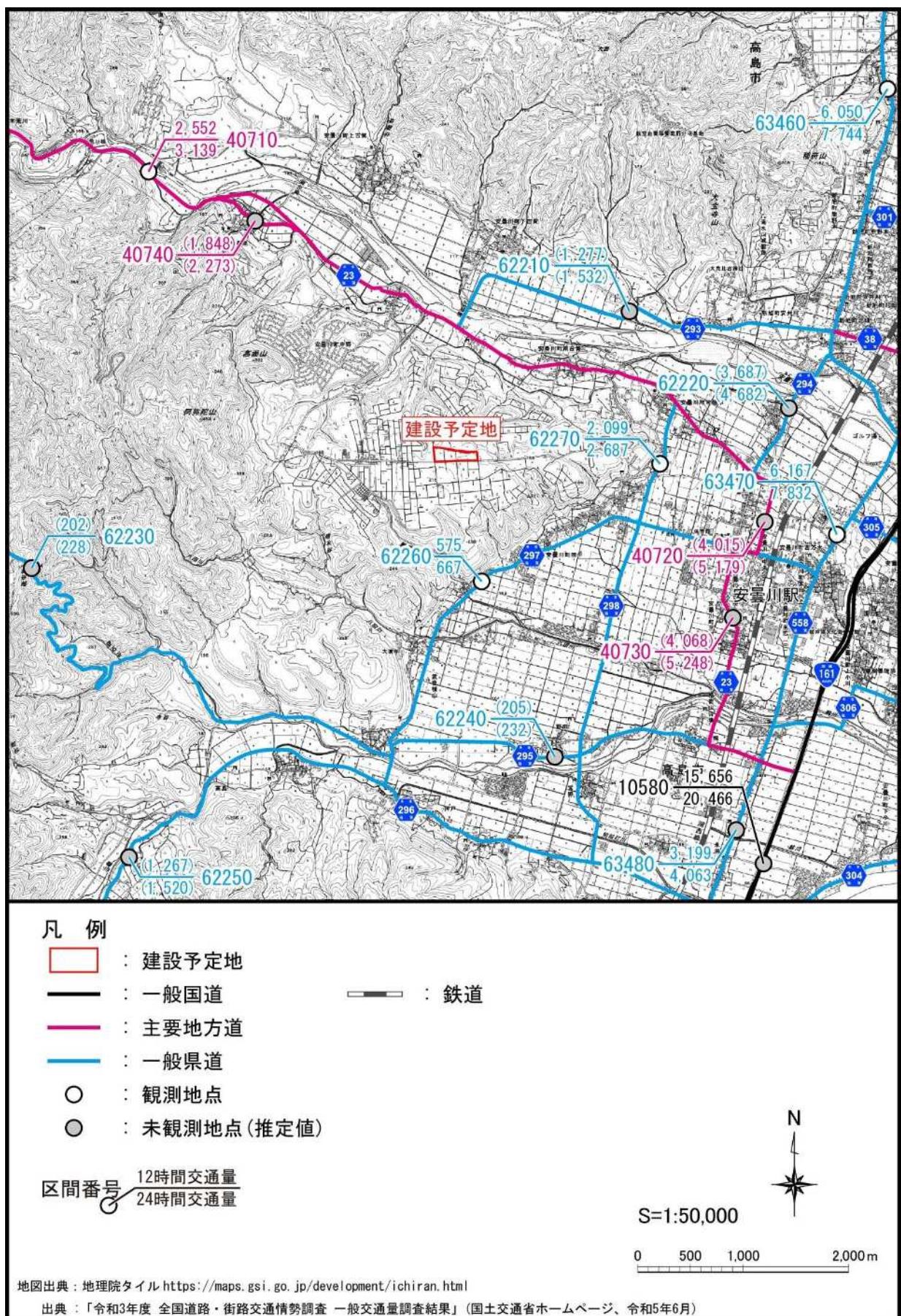


図4-2-2 交通網の状況

#### 4-2-4 環境保全上配慮の必要な施設の状況

##### (1) 学校、病院等

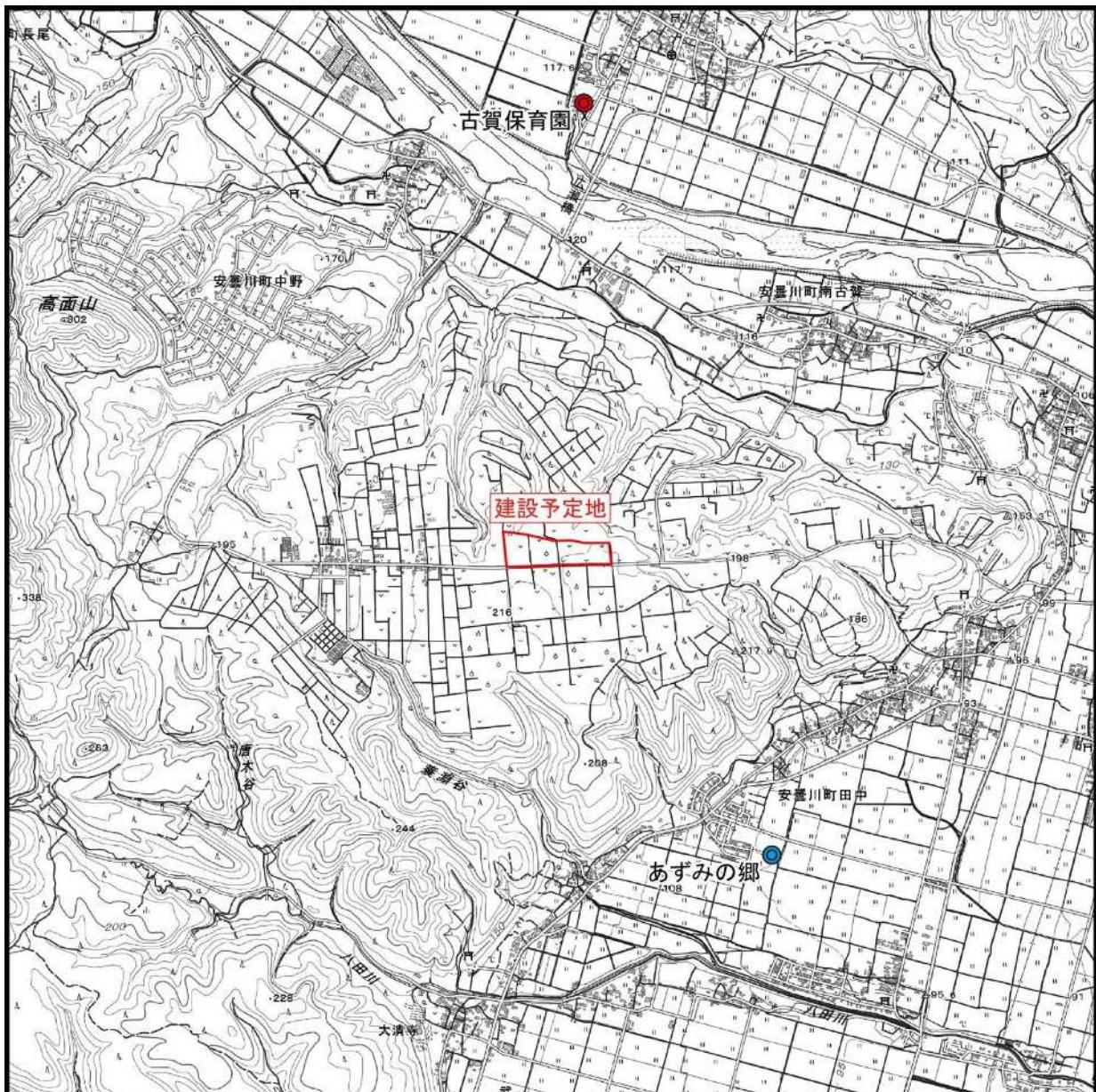
建設予定地周辺の学校、病院等の分布状況は表4-2-8、図4-2-3に示すとおりである。

学校、病院等は建設予定地の東側のJR安曇川駅周辺に集中しており、建設予定地に最も近い施設として、北側約1.7km付近に「古賀保育園」、南東側1.3kmに「あずみの郷」(デイケアサービス)が位置している。

表 4-2-8 建設予定地周辺の学校、病院等の分布状況

種別	名称	所在地
幼稚園等	古賀保育園	高島市安曇川町下古賀1182
福祉施設	あずみの郷	高島市安曇川町田中3741-1

出典：高島市暮らしの便利帳2024（高島市、令和7年2月閲覧）



### 凡 例

- : 建設予定地
- : 幼稚園等
- : 福祉施設



S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

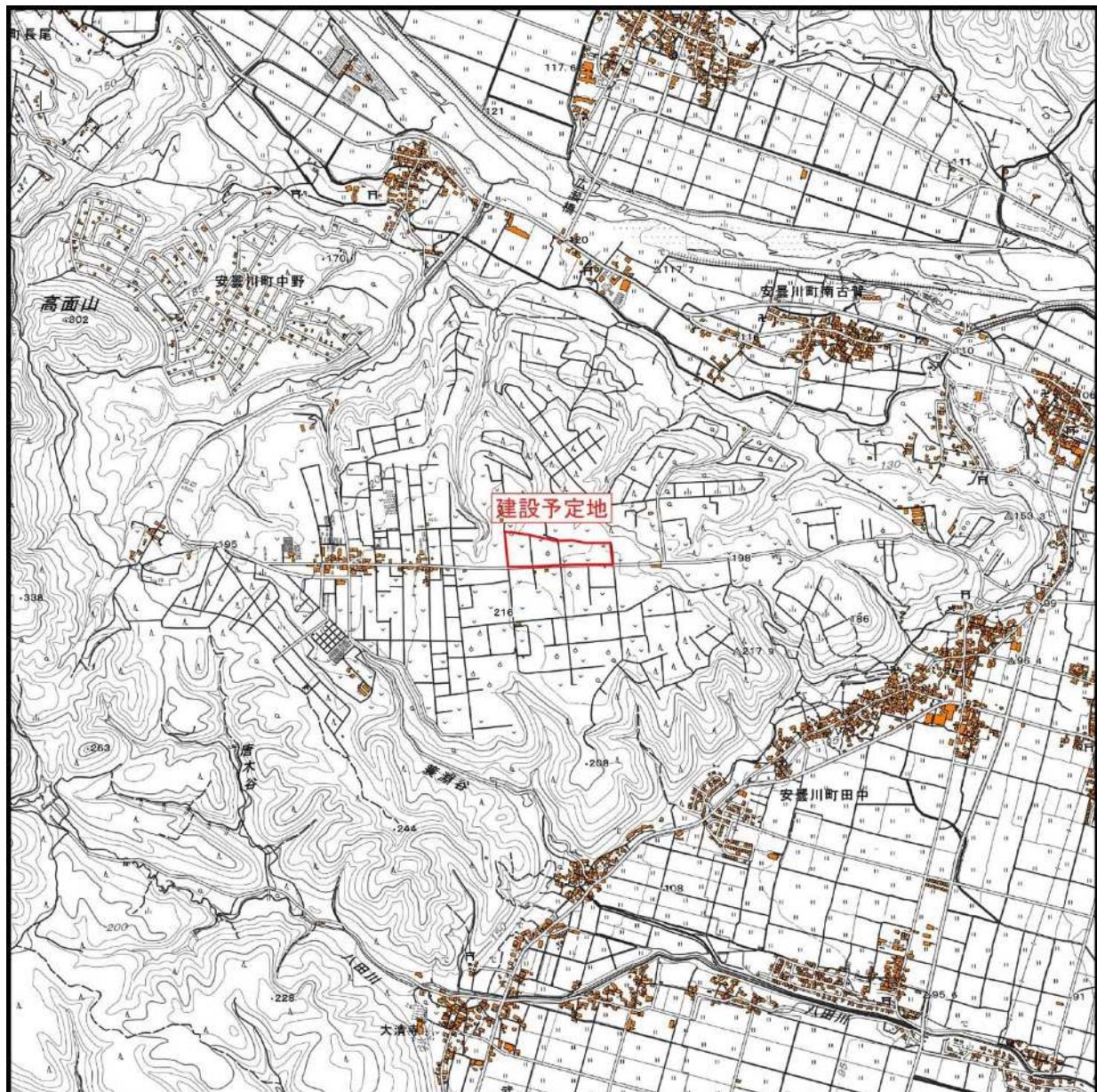
出典：「高島市　暮らしの便利帳」（高島市、令和7年2月閲覧）

図4-2-3 建設予定地周辺の学校、病院等の分布状況

## (2) 住宅の配置

建設予定地周辺の住宅の分布状況は、図4-2-4に示すとおりである。

建設予定地の周辺では、西側約600m付近を中心に泰山寺区の住宅地がある。また、泰山寺野台地を囲うように住宅地が形成されている。



### 凡 例

- : 建設予定地
- : 住居等



S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

図 4-2-4 建設予定地周辺の住宅の分布状況

#### 4-2-5 上下水道、し尿処理施設及びごみ処理施設の整備の状況

##### (1) 上水道

高島市の令和5年度における上水道事業の状況は表4-2-9、図4-2-5に示すとおりである。

建設予定地周辺は、上水道が整備されている。

表 4-2-9 高島市の上水道事業の状況

種別	現在給水人口 (人)	年間給水量 (千m <sup>3</sup> )	1日 平均給水量 (m <sup>3</sup> )	1人/1日 平均給水量 (L)
上水道	44,191	6,815	18,670	422

注) 数値は令和5年度

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版 (高島市、令和7年6月)



図4-2-5 建設予定地周辺の給水区域図(抜粋)

## (2) 下水道及びし尿処理施設

下水道事業の状況、し尿及び浄化槽汚泥処理状況は図4-2-6、表4-2-10～11に示すとおりである。

表 4-2-10 下水道事業の状況

種別	事業認可面積 (ha)	処理区域面積 (ha)	整備率 (%)	処理区域内人口 (人)	水洗化済人口 (人)	水洗化率 (%)	管渠延長 (km)	処理水量 (m <sup>3</sup> )	汚泥処分量 (m <sup>3</sup> )
高島流域下水道	2502.9	2111.7	84.37	39,246	34,305	87.40	476.7	4,820,332	-
単独公共下水道 (朽木浄化センター)	61.6	56.9	92.37	657	653	99.40	12.0	101,248	626.4
農業集落排水施設	660.0	660.0	100.00	3,015	2,913	96.62	78.3	464,818	994.0
泰山寺地区農業集落排水処理施設	6.0	6.0	100.00	42	42	100.00	1.5	7,058	14.0
林業集落排水施設	4.0	4.0	100.00	40	37	92.50	2.0	3,107	14.0

注) 数値は令和5年度

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版 (高島市、令和7年6月)

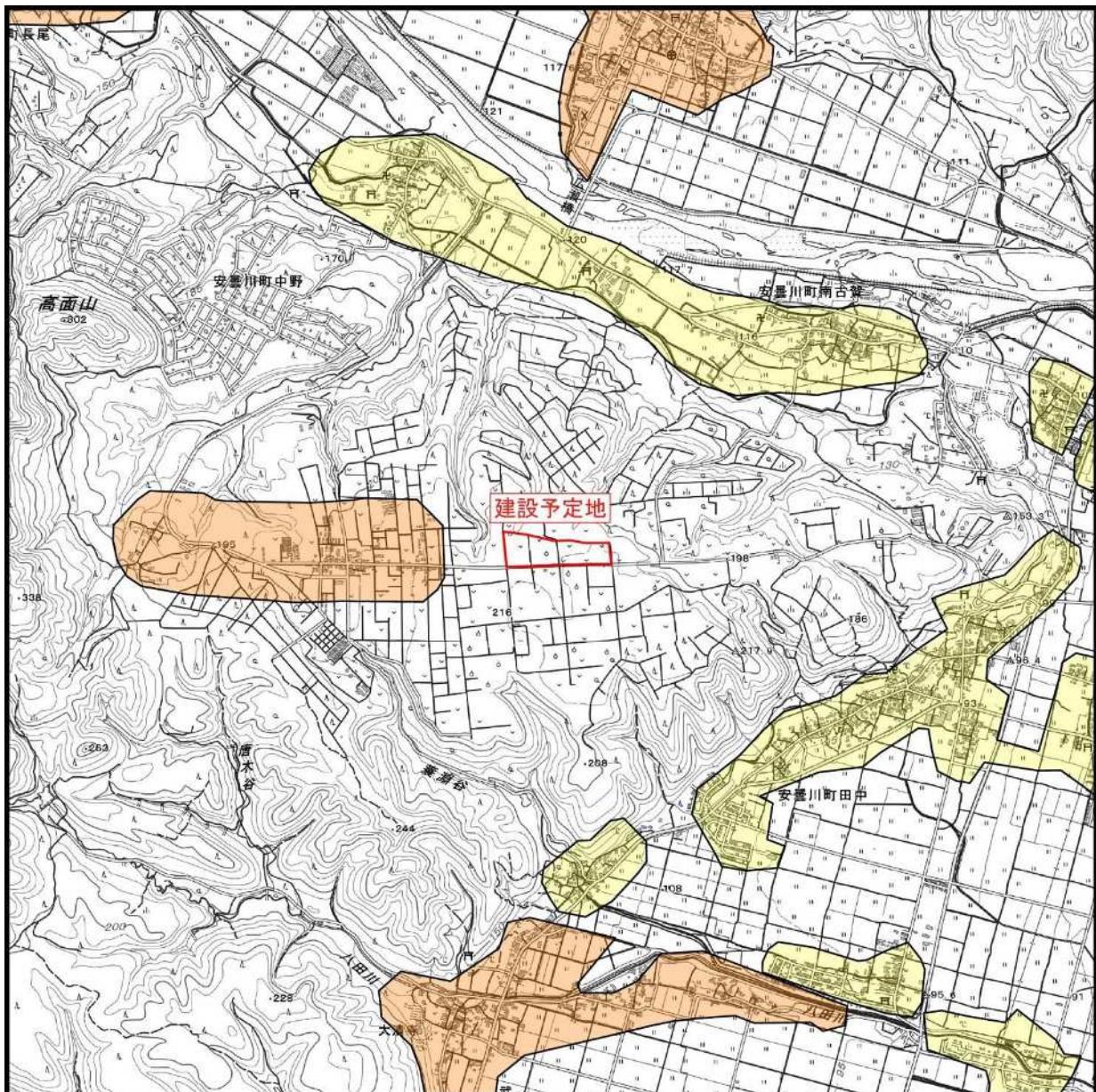
「高島市資料 令和4年度実績」

表 4-2-11 し尿及び浄化槽汚泥処理状況

総量 (kL)	生し尿 (kL)	浄化汚泥 (kL)
11,743.15	5,291.55	6,451.60

注) 数値は令和5年度

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版 (高島市、令和7年6月)



### 凡 例

- : 建設予定地
- : 公共・流域下水道認可区域
- : 農業集落排水事業計画区域



S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>  
出典：「高島市資料」（令和5年9月閲覧）

図4-2-6 下水道事業区域(抜粋)

### (3) ごみ処理施設

#### 1) 焼却施設

高島市環境センター(焼却施設)の概要は、表4-2-12に示すとおりである。

本市で排出される燃やせるごみは、平成30年2月までは民間委託収集による収集運搬により高島市環境センター(焼却施設)へ搬入し中間処理を行なっていたが、平成30年3月以降は、高島市環境センターに集積後、県外の民間業者への委託により焼却処理している。

表 4-2-12 高島市環境センター(焼却施設)の概要

項目	内容
炉形式	流動床ガス化溶融方式
処理能力	75 t / 日 (37.5t / 日 × 2炉)
設備概要	受入供給設備 ピット&クレーン方式
	ガス化溶融設備 ガス化炉、溶融炉
	燃焼設備 再燃焼室
	燃焼ガス冷却方式 水噴射式
	排ガス処理設備 ろ過式集じん器、有害ガス除去装置、触媒反応塔
	排水処理設備 炉内噴霧蒸発酸化方式、凝集沈殿処理方式
	余熱利用設備 温水発生器
	飛灰処理設備 薬剤処理、パンカ方式
処理対象物	燃やせるごみ リサイクルプラザ処理残渣

出典：高島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画（平成30年3月）

#### 2) リサイクルプラザ施設

リサイクルプラザ施設の概要は、表4-2-13に示すとおりである。

リサイクルプラザ施設では、処理系統ごとに、搬入されるごみの種類に対応した処理と資源化を行なっている。

表 4-2-13 リサイクルプラザ施設の概要

項目	内容
処理方式	破碎 二軸せん断式破碎機、横型高速回転式破碎機
	選別 磁選機、アルミ選別機、トロンメル
	再生 圧縮機（鉄・アルミ・鉄缶・アルミ缶）
	圧縮梱包装置(PETボトル、プラスチック、紙類、段ボール紙)
	貯留 ストックヤード
処理能力	25t/日
	粗大・不燃ごみ 15t/5h
	資源ごみ 10t/5h
	圧縮梱包ライン 6t/5h (付属設備)
処理対象物	不燃ごみ 粗大ごみ 缶類、びん類、プラスチックボトル、プラスチック類

出典：高島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画（平成30年3月）

### 3) ごみ処理量

高島市のごみの処理量の推移は、表4-2-14に示すとおりである。

可燃ごみ処理量は、年々減少傾向にある。

表 4-2-14 ごみ処理量の推移

(単位:t)

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総 数	15,937.43	15,798.02	13,855.57	15,250.24	14,516.65
収集ごみ	14,463.23	14,159.94	13,850.41	13,808.99	13,140.63
可燃ごみ	12,893.75	12,499.55	12,245.39	12,127.50	11,655.99
不燃ごみ	490.41	535.12	482.98	572.29	426.78
粗大ごみ	32.16	32.36	17.45	28.24	33.07
資源ごみ	1,006.45	1,052.71	1,069.13	1,046.01	993.66
有害ごみ	29.92	30.35	26.81	27.50	24.66
廃食油	10.54	9.85	8.65	7.45	6.47
直接搬入ごみ	1,474.20	1,638.08	1,333.23	1,441.25	1,375.66
可燃ごみ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
不燃ごみ	111.21	168.69	5.16	7.83	6.18
粗大ごみ	1,362.99	1,469.39	1,328.07	1,433.42	1,369.48

注) 数値は各年度3月31日現在

出典：高島市統計書 令和6年(2024年)版（高島市、令和7年6月）

## 4-3 環境の保全を目的とする法令・条例等による規制内容等の状況

### 4-3-1 公害の防止及び環境の保全を目的とする関係法令等

#### (1) 公害の防止に係る関係法令等

建設予定地及び周辺における公害の防止に係る関係法令等は、表4-3-1に示すとおりである。

表 4-3-1 公害の防止に係る関係法令等

項目	法令等
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境基本法（平成5年法律第91号）</li><li>● 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）</li><li>● 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）</li><li>● 大気汚染防止法第4条第1項の規定に基づく排出基準を定める条例（昭和47滋賀県条例第59号）</li><li>● ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）</li></ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境基本法（平成5年法律第91号）</li><li>● 騒音規制法（昭和43年法律第98号）</li><li>● 振動規制法（昭和51年法律第64号）</li></ul>
水質汚濁	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境基本法（平成5年法律第91号）</li><li>● 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）</li><li>● 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年条例第58号）</li><li>● 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）</li><li>● ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）</li></ul>
地下水質	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境基本法（平成5年法律第91号）</li></ul>
悪臭	<ul style="list-style-type: none"><li>● 悪臭防止法（昭和46年法律第91号） (高島市では悪臭の規制基準を定めていない。)</li></ul>
土壤汚染	<ul style="list-style-type: none"><li>● 環境基本法（平成5年法律第91号）</li><li>● 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）</li><li>● ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）</li><li>● 滋賀県公害防止条例（昭和47年滋賀県条例第57号）</li></ul>
廃棄物・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"><li>● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</li></ul>
温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"><li>● 滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例（平成23年滋賀県条例第12号）</li></ul>

## (2) 環境の保全に係る関係法令等

建設予定地及び周辺における環境の保全に係る関係法令等は、表4-3-2に示すとおりである。

表 4-3-2 環境の保全に係る関係法令等

法令等	建設予定地及び周辺の指定状況の概要
自然公園法（昭和32年法律第161号）	建設予定地の北側の地域が朽木・葛川県立自然公園が指定されている。建設予定地内は指定されていない。（図4-3-4参照）
滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）	
自然環境保全法（昭和47年法律第85号）	建設予定地及びその周辺に自然環境保全地域の指定はない。
滋賀県自然環境保全条例（昭和48年滋賀県条例第42号）	建設予定地及びその周辺に自然記念物の指定はない。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）	建設予定地及びその周辺に生息地等保護区の指定はない。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（昭和55年条約第58号）	建設予定地及びその周辺に重要な湿地の指定はない。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）	
滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定獣法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年滋賀県条例第127号）	建設予定地及びその周辺に鳥獣保護区等は指定されていない。（図4-3-5参照）
滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例（平成4年滋賀県条例第17号）	建設予定地及びその周辺にはヨシ群落保全区域の指定はない。
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成18年滋賀県条例第4号）	建設予定地及びその周辺に指定野生動植物の生息生育の可能性がある。
文化財保護法（昭和25年法律第214号）	建設予定地の周辺に文化財及び埋蔵文化財包蔵地が存在する。（図4-1-21参照）
滋賀県文化財保護条例（昭和31年滋賀県条例第57号）	
景観法（平成16年法律第110号）	
高島市景観の形成及び景観計画に関する条例（平成19年条例第52号）	建設予定地の北側が、景観形成推進区域として安曇川中流域河川地区に指定されている。（図4-3-6参照）
都市緑地法（昭和48年法律第72号）	建設予定地及びその周辺に特別緑地保全地区の指定はない。
都市計画法（昭和43年法律第100号）	建設予定地及びその周辺は都市計画区域内（用途未指定）である。
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）	建設予定地及びその周辺は宅地造成工事規制区域の指定地域となっている。（図4-3-7参照）
河川法（昭和39年法律第167号）	建設予定地及びその周辺に、河川保全区域はない。
森林法（昭和26年法律第249号）	建設予定地の周辺に地域森林計画対象民有林区域がある。（図4-3-8参照）
農地法（昭和27年法律第229号）	建設予定地は農業振興地域及び農用地地域に指定されている。（図4-3-9参照）
砂防法（昭和30年法律第29号）	建設予定地及びその周辺に砂防指定区域はない。（図4-3-10参照）
地滑り等防止法（昭和33年法律第30号）	建設予定地及びその周辺に地すべり防止区域はない。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）	建設予定地及びその周辺に急傾斜地崩壊危険区域はない。
土砂災害防止法（平成12年法律第57号）	建設予定地北東側に土砂災害特別警戒区域が存在する。（図4-3-10参照）

#### 4-3-2 公害の防止に係る関係法令等

##### (1) 大気環境に係る環境基準等

###### 1) 環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく大気汚染物質に係る環境基準は表4-3-3に、有害汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準は表4-3-4に、微小粒子状物質に係る環境基準は表4-3-5に示すとおりである。

表 4-3-3 大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ )	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素 ( $\text{NO}_2$ )	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント ( $\text{O}_x$ )	1時間値が0.06ppm以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
 2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10 μm以下のものをいう。  
 3. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。  
 4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示第38号)

表 4-3-4 有害汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
 2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典:「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示第4号)

表 4-3-5 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。

- 備考 1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。  
 2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

出典:「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境省告示第33号)

## 2) 規制基準

### ① ばい煙発生施設

本事業に係る大気汚染防止法等に基づく排出基準は、表4-3-6に示すとおりである。

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)は、工場・事業所に設置されるばい煙発生施設を対象に、硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質の排出規制を行っている。本事業では焼却施設(廃棄物焼却炉)が、ばい煙発生施設に該当し、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質のうち塩化水素、水銀及び窒素酸化物が規制項目となっている。また、ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法により、排出基準が定められている。

表 4-3-6 大気汚染防止法等に基づく排出基準

項目	排出基準	
硫黄酸化物	$q = K \times 10^{-3} \times He_2$ q : 硫黄酸化物の量 (m <sup>3</sup> N/時) K : 地域ごとに定められた値 (高島市では17.5) He : 補正された排出口の高さ (m)	
ばいじん	0.15 g/m <sup>3</sup> N (O <sub>2</sub> 12%換算値)	
窒素酸化物	250 ppm (O <sub>2</sub> 12%換算値)	
塩化水素	700 mg/m <sup>3</sup> N (O <sub>2</sub> 12%換算値)	
水銀	30 μg/m <sup>3</sup> N (O <sub>2</sub> 12%換算値)	
ダイオキシン類 <sup>注)</sup>	5ng-TEQ/m <sup>3</sup> N (O <sub>2</sub> 12%換算値)	

注) 「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(別表第1、第2及び附則別表第2)」  
(平成11年12月27日 総理府令第67号)

### ② 一般粉じん発生施設

本事業では、リサイクル施設における破碎機が一般粉じん発生施設に該当する可能性がある。大気汚染防止法等により、一般粉じん発生施設は、その構造、使用及び管理に関して基準が定められている。

表 4-3-7 破碎機及び摩碎機の構造等に関する基準

破碎機及び摩碎機 <sup>注)</sup> の構造等に関する基準
注) 鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。
<ul style="list-style-type: none"> <li>一 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</li> <li>二 フード及び集じん機が設置されていること。</li> <li>三 散水設備によつて散水が行われていること。</li> <li>四 防じんカバーでおおわれていること。</li> <li>五 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること</li> </ul>

## (2) 騒音・振動に係る環境基準等

### 1) 環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく騒音に係る環境基準及び類型を当てはめる地域の指定状況は表4-3-8、図4-3-1に示すとおりである。建設予定地及びその周辺は、B類型に指定されている。なお、振動の環境基準は定められていない。

**表 4-3-8 騒音に係る環境基準及び類型を当てはめる地域**

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	類型を当てはめる地域	基準値	
		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域等特に静穏を要する地域	50dB以下	40dB以下
A及びB	A：専ら住居の用に供される地域 B：主として住居の用に供される地域	55dB以下	45dB以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	60dB以下	50dB以下

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～翌6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下

注) 幹線交通を担う道路に近接する空間については上表にかかわらず、特例として下表の基準値の欄に掲げるどおりとする。

【特 例】

基準値	
昼 間 (6時～22時)	夜 間 (22時～翌6時)
70dB以下	65dB以下
備 考	
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45dB以下、夜間にあっては40dB以下)によることができる。	

注1) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)をいう。

注3) 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離からその範囲を特定するものとする。

(1)2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路:15m

(2)2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路:20m

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の地域類型の指定」(平成24年4月1日 高島市告示第39号)

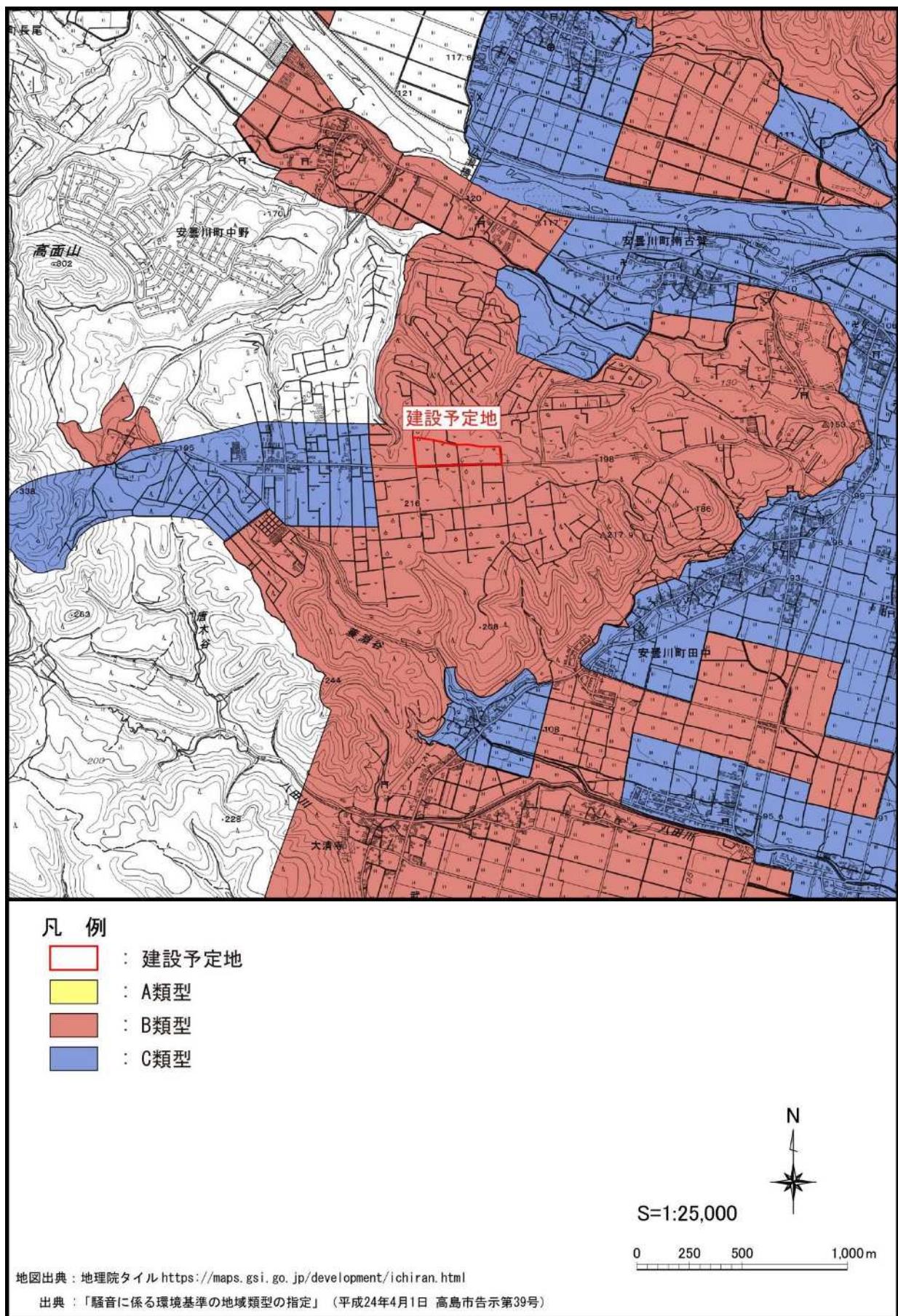


図4-3-1 騒音環境基準の類型指定

## 2) 規制基準

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「振動規制法」(昭和51年法律第64号)に基づき、特定工場等の事業活動や特定建設作業は、騒音・振動の規制が行われている。

騒音規制法による、特定工場等の事業活動に伴って発生する騒音の規制基準は表4-3-9、建設予定地周辺の騒音の区域指定状況は、表4-3-10及び図4-3-2に示すとおりである。

建設予定地は、騒音の第2種区域に指定されている。

また、特定建設作業により発生する騒音の規制基準値は表4-3-11、自動車騒音の要請限度は表4-3-12に示すとおりである。

振動規制法による、特定工場等の事業活動に伴って発生する振動の規制基準は表4-3-13、建設予定地周辺の振動の区域指定状況は表4-3-14及び、図4-3-3に示すとおりである。

建設予定地は、振動の第1種区域に指定されている。

また、特定建設作業により発生する振動の規制基準値は表4-3-15、自動車振動の要請限度は表4-3-16に示すとおりである。

**表 4-3-9 騒音規制法に基づく指定された地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準**

(単位：dB)

時間の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

### 備考

- 1 区域の区分を表示する図面は、高島市役所産業循環政策部環境エネルギー課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 2 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

出典：騒音規制法に基づく指定された地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準（平成19年2月21日 高島市告示第24号）

**表 4-3-10 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に  
伴って発生する騒音を規制する地域の指定**

区域の区分	地域
第1種区域	マキノ町西浜、知内の各一部 今津町今津、松陽台一丁目、松陽台二丁目、桜町二丁目、大供大門二丁目、弘川、下弘部の各一部 安曇川町五番領、田中、西万木の各一部 勝野の一部 新旭町安井川、北畑、熊野本、旭の各一部
第2種区域	マキノ町高木浜二丁目、辻、森西、沢、新保、大沼の各全部 マキノ町海津、西浜、高木浜一丁目、小荒路、野口、在原、山中、浦、下、白谷、牧野、石庭、上開田、下開田、寺久保、蛭口、知内、中庄の各一部 今津町今津、松陽台一丁目、松陽台二丁目、中沼一丁目、中沼二丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、名小路二丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、舟橋一丁目、舟橋二丁目、大供大門一丁目、大供大門二丁目、南新保、大供、弘川、下弘部、上弘部、蘭生、梅原、岸脇、桂、深清水、酒波、日置前、福岡、北仰、浜分、保坂、角川、途中谷、椋川、天増川の各一部 朽木市場、朽木野尻、朽木荒川、朽木麻生、朽木地子原、朽木雲洞谷、朽木能家、朽木小入谷、朽木生杉、朽木中牧、朽木古屋、朽木桑原、朽木平良、朽木小川、朽木柄生、朽木村井、朽木大野、朽木古川、朽木岩瀬、朽木柏、朽木宮前坊の各一部 安曇川町中央二丁目、末広二丁目、末広三丁目の各全部 安曇川町上古賀、下古賀、長尾、中野、南古賀、常磐木、五番領、 <u>田中</u> 、三尾里、西万木、中央一丁目、中央三丁目、中央四丁目、末広四丁目、青柳、下小川、横江、川島、四津川、南船木、横江浜、北船木の各一部 永田、宮野、鳴川平の各全部 鵜川、勝野、音羽、鴨、武曾横山、拝戸、高島、鹿ヶ瀬、黒谷、畑、野田、城山台一丁目、城山台二丁目の各一部 新旭町新庄、安井川、北畑、藁園、太田、饗庭、熊野本、旭、針江、深溝の各一部
第3種区域	マキノ町海津、西浜、高木浜一丁目、中庄の各一部 今津町名小路一丁目の各全部 今津町今津、名小路二丁目、中沼一丁目、中沼二丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、舟橋一丁目、舟橋二丁目、南新保、弘川、桜町一丁目、桜町二丁目の各一部 安曇川町末広一丁目の各全部 安曇川町下古賀、南古賀、常磐木、五番領、田中、三尾里、西万木、中央一丁目、中央三丁目、中央四丁目、末広四丁目、青柳、上小川、下小川、横江、川島、四津川、南船木、横江浜、北船木の各一部 勝野、鴨、野田、城山台一丁目の各一部 新旭町新庄、安井川、北畑、藁園、太田、饗庭、熊野本、旭、針江、深溝の各一部
第4種区域	マキノ町下開田、寺久保、蛭口の各一部 今津町南新保、弘川の各一部 安曇川町三尾里、西万木、青柳、上小川の各一部

備考 指定地域を表示する図面は、高島市役所市民環境部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

出典：騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域の指定（平成19年2月21日 高島市告示第23号）

表 4-3-11 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

区分	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	敷地境界において85dBを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～翌午前7時に行われないこと	午後10時～翌午前6時に行われないこと
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内
	連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	
作業の種類	1 くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く） 2 びょう打機を使用する作業 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る） 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く） 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く） 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る）を使用する作業 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る）を使用する作業 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る）を使用する作業	
備考	<b>第1号区域</b> イ 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域であること。（平成19年高島市告示第23号で指定した第1種区域） ロ 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域であること。（平成19年高島市告示第23号で指定した第2種区域） ハ 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、相当数の住居が集合しているため、騒音の発生を防止する必要がある区域であること。（平成19年高島市告示第23号で指定した第3種区域） ニ 平成19年高島市告示第23号で指定した第4種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域内であること。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所 (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム	
第2号区域	第1号区域に掲げる区域以外の区域。	

注) ただし、災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等は、この限りではない。

出典：「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定」

(平成19年2月21日 高島市告示第25号)

表 4-3-12 自動車騒音の要請限度

時間区分／指定地域		a区域		b区域		c区域
		1車線	2車線以上	1車線	2車線以上	1車線以上
昼間	午前6時～午後10時	65dB	70dB	65dB	75dB	75dB
夜間	午後10時～午前6時	55dB	65dB	55dB	70dB	70dB

備考

a 区域…専ら住居の用に供される区域  
騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定(平成13年滋賀県告示第196号)に規定する地域の類型の区分(以下「地域類型区分」という。)のうち、A類型地域

b 区域…主として住居の用に供される区域  
地域類型区分のうち、B類型地域

c 区域…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域  
地域類型区分のうち、C類型地域

注) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路は道路の敷地の境界線から15m、2車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界から20mまでの範囲)については、昼間75dB、夜間70dB

出典:「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)

「騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域の指定で指定した地域」(平成19年2月21日 高島市告示第26号)

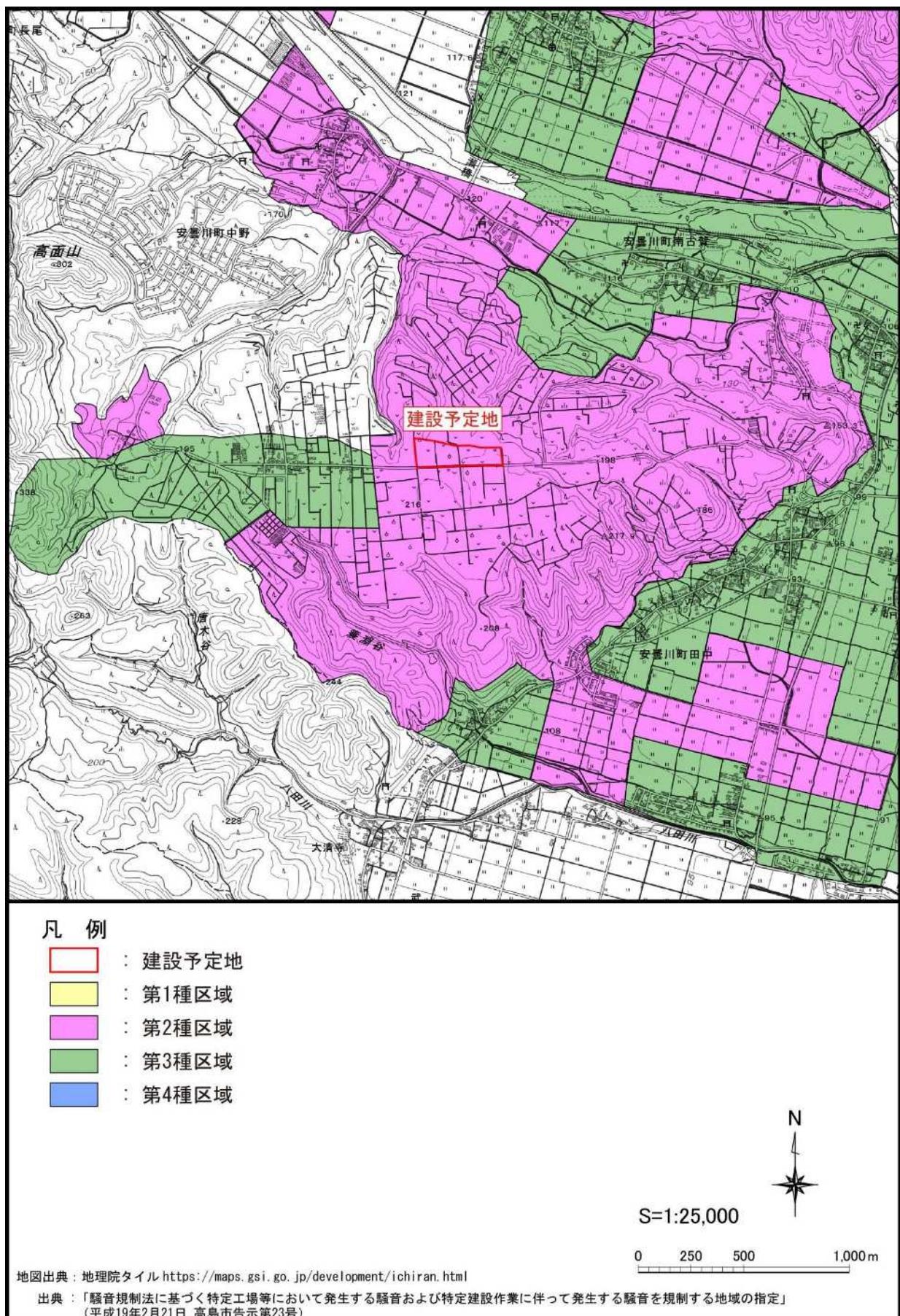


図4-3-2 建設予定地周辺の騒音の区域指定状況

表 4-3-13 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準

(単位 : dB)

区域の区分	時間の区分	昼間	夜間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域		60	55
第2種区域	( I )	65	60
	( II )	70	65

## 備考

- 1 区域の区分を表示する図面は、高島市役所産業循環政策部環境エネルギー課に備え置いて一般の縦覧に供する。
- 2 第2種区域( I )及び第2種区域( II )のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。
  - (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
  - (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
  - (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- 3 第1種区域に接する第2種区域( II )における当該境界線より15メートルの範囲内の規制基準は、当該各欄に定める基準値から5デシベルを減じた値とする。ただし、前項の適用を受ける区域は除くものとする。

出典：振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の規制基準（平成19年2月21日 高島市告示第28号）

表 4-3-14 振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定

区域の区分	地域
第1種区域	マキノ町高木浜二丁目、辻、森西、沢、知内、新保、大沼の各全部 マキノ町海津、西浜、高木浜一丁目、小荒路、野口、在原、山中、浦、下、白谷、牧野、石庭、上開田、下開田、寺久保、蛭口、中庄の各一部 今津町今津、松陽台一丁目、松陽台二丁目、名小路二丁目、中沼一丁目、中沼二丁目、住吉二丁目、舟橋一丁目、舟橋二丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、大供大門二丁目、弘川、南新保、大供、下弘部、上弘部、藪生、梅原、岸脇、深清水、桂、酒波、日置前、福岡、北仰、浜分、保坂、角川、途中谷、棕川、杉山、天増川の各一部 栲木市場、朽木野尻、朽木荒川、朽木麻生、朽木地子原、朽木雲洞谷、朽木能家、朽木小入谷、朽木生杉、朽木中牧、朽木古屋、朽木桑原、朽木平良、朽木小川、朽木柄生、朽木村井、朽木大野、朽木古川、朽木岩瀬、朽木柏、朽木宮前坊の各一部 安曇川町中央二丁目、末広二丁目、末広三丁目の各全部安曇川町上古賀、下古賀、長尾、中野、南古賀、常磐木、五番領、田中、三尾里、西万木、中央一丁目、中央三丁目、中央四丁目、末広四丁目、青柳、下小川、横江、川島、四津川、南船木、横江浜、北船木の各一部 永田、宮野、鴨川平の各全部 鵜川、勝野、音羽、鴨、武曾横山、拝戸、高島、鹿ヶ瀬、黒谷、畠、野田、城山台一丁目、城山台二丁目の各一部 新旭町新庄、安井川、北畠、藁園、太田、饗庭、熊野本、旭、針江、深溝の各一部
第2種区域(I)	マキノ町海津、西浜、高木浜一丁目、中庄の各一部 今津町名小路一丁目の各全部 今津町今津、名小路二丁目、中沼一丁目、中沼二丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、舟橋一丁目、舟橋二丁目、桜町一丁目、桜町二丁目、弘川、南新保の各一部 安曇川町末広一丁目の各全部 安曇川町下古賀、南古賀、常磐木、五番領、田中、三尾里、西万木、中央一丁目、中央三丁目、中央四丁目、末広四丁目、青柳、上小川、下小川、横江、川島、四津川、南船木、横江浜、北船木の各一部 勝野、鴨、野田、城山台一丁目の各一部 新旭町新庄、安井川、北畠、藁園、太田、饗庭、熊野本、旭、針江、深溝の各一部
第2種区域(II)	マキノ町下開田、寺久保、蛭口の各一部 今津町南新保、弘川の各一部 安曇川町三尾里、西万木、青柳、上小川の各一部

備考 指定地域を表示する図面は、高島市役所市民環境部環境政策課に備え置いて一般の縦覧に供する。

出典：「振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定」（平成19年2月21日 高島市告示第27号）

表 4-3-15 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

区分	第1号区域	第2号区域
騒音の大きさ	敷地境界において75dBを超えないこと	
作業時間帯	午後7時～翌午前7時に行われないこと	午後10時～翌午前6時に行われないこと
作業期間	1日あたり10時間以内	1日あたり14時間以内
	連続6日以内	
作業日	日曜日、その他の休日でないこと	
作業の種類	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における該当作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。） 4. ブレーカー（手持式のを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあたっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）	
備考	1 (平成19年高島市告示第27号)により第1種区域及び第2種区域(I)として指定した区域 2 前項に掲げる区域を除いた区域における次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね80メートルの区域 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所 (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館 (5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホーム	

注) ただし、災害や緊急事態により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等は、この限りではない。

出典：「振動規制法」（昭和51年法律第64号）

「振動規制法に基づく市長が指定する特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る区域の指定」

(平成19年2月21日 高島市告示第29号)

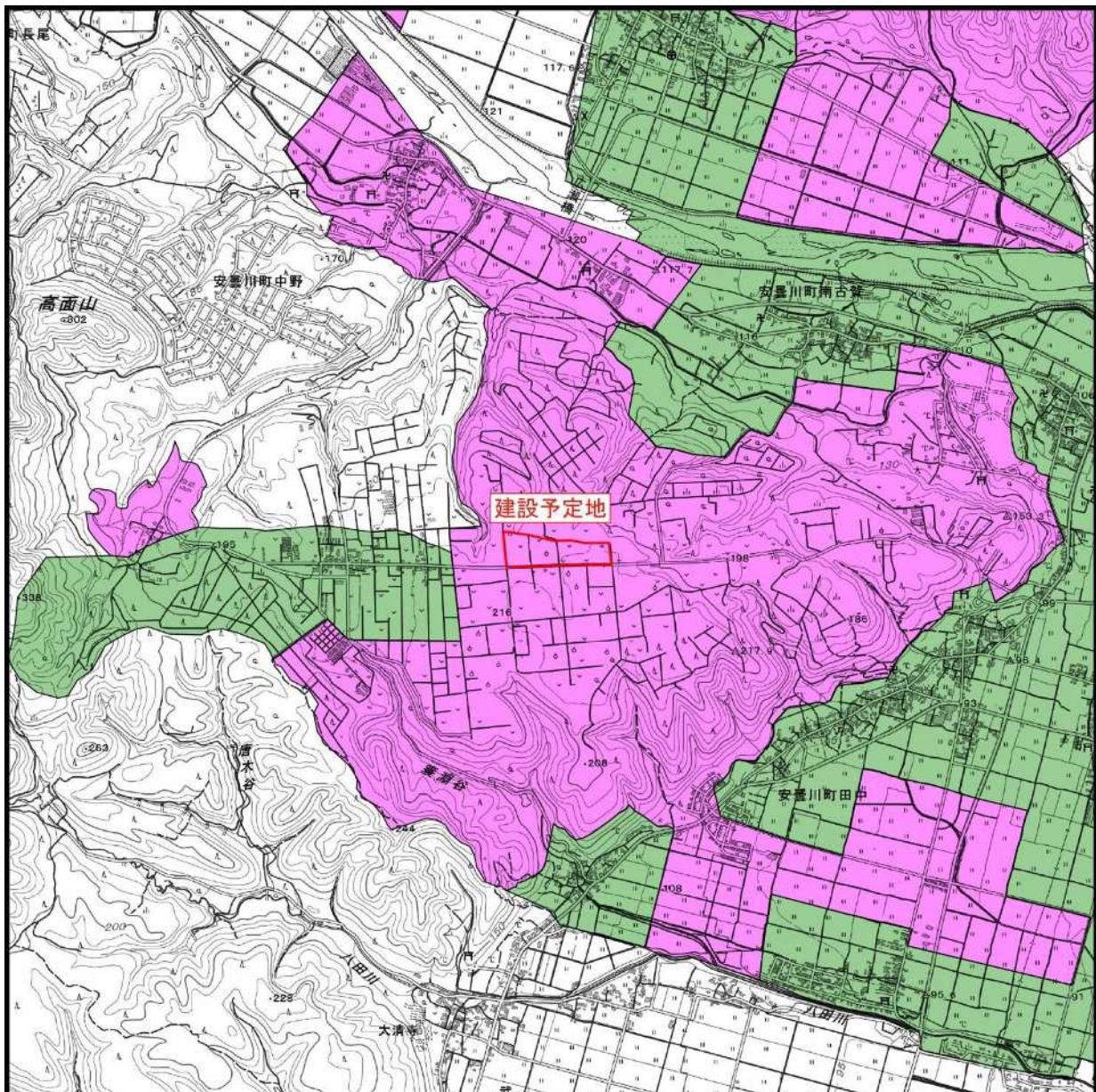
表 4-3-16 自動車振動の要請限度

時間区分／指定地域		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時～午後7時	65dB	70dB
夜間	午後7時～翌午前8時	60dB	65dB
備考			
(1) 第1種区域 特定工場等において発生する振動の規制基準(平成19年高島市告示第28号)に規定する第1種区域 (2) 第2種区域 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域 (平成19年高島市告示第27号)に規定する第2種区域(I)及び第2種区域(II)			

出典：「振動規制法」（昭和51年法律第64号）

「振動規制法に基づく市長が定める道路交通振動の限度に係る区域及び時間の指定」

(平成19年2月21日 高島市告示第30号)



### 凡 例

- : 建設予定地
- : 第1種区域
- : 第2種区域(Ⅰ)
- : 第2種区域(Ⅱ)



S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

出典：「振動規制法に基づく振動を規制する地域の指定」（平成19年2月21日 高島市告示第27号）

図4-3-3 建設予定地周辺の振動の区域指定状況

### (3) 水質に係る環境基準等

#### 1) 環境基準

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく水質汚濁に係る環境基準は、表4-3-17～18に、水質汚濁に係る環境基準類型区分は表4-3-19に示すとおりである。

なお、安曇川の環境基準の類型は、AA類型となっている。

表 4-3-17 水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準）

項目	基準値	
	河川等	地下水
カドミウム	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	—	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—
1, 2-ジクロロエチレン	—	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	10mg/L以下
フッ素	0.8mg/L以下	0.8mg/L以下
ホウ素	1mg/L以下	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下

#### 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 4-3-18 水質汚濁に係る環境基準（生活環境の保全に関する環境基準）

【河川（湖沼を除く）】

(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の成育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の成育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

注) 基準値は、年間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 4-3-19 環境基準を当てはめる水域の類型指定の状況

水域			該当類型	達成期間
水域名	河川名	範囲		
琵琶湖 (琵琶湖大橋より北側)	石田川	全域 (支流河川を含む。)	AA	イ
	安曇川	京都府境より下流全域 (支流河川を含む。)	AA	イ

出典：水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定（昭和51年5月19日 滋賀県告示第376号）

## 2) 規制基準

特定施設等を有する工場・事業場から公共用水域に排出される全ての排出水については、「水質汚濁防止法」（昭和45年法律第138号）に基づき排水基準が設定されている。

本事業（焼却施設（廃棄物焼却炉））における有害物質に係る排水基準は、表4-3-20に示すとおりである。

また、ダイオキシン類に係る排水基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）により、10pg-TEQ/L以下と定められている。

なお、本事業ではプラント系排水は、プラント系排水は場内利用とし、公共用水域への放流は行わない予定である。また、雨水排水については、調整池に貯留後、公共用水域へ放流する計画である。「下水道法」（昭和33年法律第79号）及び「高島市下水道条例」（平成17年条例第257号（平成29年4月1日施行））に基づく、公共下水道に排出される排水の排除基準は、表4-3-21に示すとおりである。

表 4-3-20 水質汚濁防止法等に基づく排水基準（有害物質に係る排水基準）

(単位: mg/L)

項目	水質汚濁防止法(排水基準)	公害防止条例(上乗せ条例)
カドミウム及びその化合物	0.03	0.01
シアノ化合物	1	0.1
有機リン化合物	1	検出されないこと
鉛及びその化合物	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.5	0.05
砒素及びその化合物	0.1	0.05
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.04
1, 1-ジクロロエチレン	1	1
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.4
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	3
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.06
1, 3-ジクロロプロペン	0.02	0.02
チウラム	0.06	0.06
シマジン	0.03	0.03
チオベンカルブ	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1
ふつ素	8	8
ほう素	10	10
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 <sup>注</sup>	100 <sup>注</sup>
1, 4-ジオキサン	0.5	0.5

注：アンモニア性窒素×0.4と硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の合計量

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日 総理府令第35号）

「滋賀県公害防止条例」（昭和47年12月21日 滋賀県条例第57号）

表 4-3-21 下水道への排出水に適用される排除基準値（下水道への受け入れ基準）

〔単位：mg/L(ダイオキシン類、pH、温度を除く)〕

項目	基準値
有害物質に係る基準	カドミウム及びその化合物 0.01
	シアノ化合物 0.1
	有機リン化合物 検出されないこと
	鉛及びその化合物 0.1
	六価クロム化合物 0.05
	砒素及びその化合物 0.05
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 0.005
	アルキル水銀化合物 検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル 0.003
	トリクロロエチレン 0.1
	テトラクロロエチレン 0.1
	ジクロロメタン 0.2
	四塩化炭素 0.02
	1, 2-ジクロロエタン 0.04
	1, 1-ジクロロエチレン 1
	シス-1, 2-ジクロロエチレン 0.4
	1, 1, 1-トリクロロエタン 3
	1, 1, 2-トリクロロエタン 0.06
	1, 3-ジクロロプロパン 0.02
	チウラム 0.06
	シマジン 0.03
	チハツカルブ 0.2
	ベンゼン 0.1
	セレン及びその化合物 0.1
	ほう素及びその化合物 10
	ふつ素及びその化合物 8
	1, 4-ジオキサン 0.5
	ダイオキシン類 10pg-TEQ/L
有害物質以外のものに係る基準	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 380未満
	水素イオン濃度 5を超える未満
	生物化学的酸素要求量 600未満
	浮遊物質量 600未満
	n-ヘキサン抽出物質含有量 鉱油類含有量 5
	動植物油脂類含有量 30 (日間平均20)
	フェノール類 5 (日間平均1)
	銅及びその化合物 3 (日間平均1)
	亜鉛及びその化合物 2 (日間平均1)
	鉄及びその化合物 (溶解性) 10
	マンガン及びその化合物 (溶解性) 10
	クロム及びその化合物 2 (日間平均1)
	アンチモン含有量 日間平均0.05
	ニッケル含有量 日間平均1
	窒素含有量 日間平均60未満
	燐含有量 日間平均10未満
	温度 45°C未満
	ヨウ素消費量 220未満

注) 色及び臭いについては、流域下水道から放流水が排出先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような異常な色及び臭気を帯びるおそれのないこと（下水色及び下水臭を除く）

出典：令和5年度 滋賀県の下水道事業(資料編)

#### (4) 悪臭に係る規制基準

高島市内は、悪臭の規制基準が定められていない。

## (5) 土壤の汚染に係る規制状況

### 1) 環境基準

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づく土壤汚染に係る環境基準は、表4-3-22に示すとおりである。

また、ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類特別措置対策法」(平成11年法律第105号)により、1,000pg-TEQ/g以下と定められている。

表 4-3-22 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件または基準値
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒(ひ)素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふつ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

#### 備考

- 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふつ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壤が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。  
「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。  
有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壤の汚染に係る環境基準」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

2) 土壌汚染対策法に基づく基準値

「土壌汚染対策法」(平成14年法律第53号)に基づく基準値は、表4-3-23に示すとおりである。

表 4-3-23 土壌汚染対策法等に基づく基準

(単位: mg/L(含有量を除く))

物質名	基準の区分	地下水基準 (別表2)	指定基準		第二溶出量基 準(別表3)
			溶出量基準 (別表4)	含有量基準 (別表5) [単位: mg/kg]	
第一種 (揮発性 有機化合物)	クロロエチレン	0.002	0.002	—	0.02
	四塩化炭素	0.002	0.002	—	0.02
	1, 2-ジクロロエタン	0.004	0.004	—	0.04
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1	0.1	—	1
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04	0.04	—	0.4
	1, 3-ジクロロプロパン	0.002	0.002	—	0.02
	ジクロロメタン注	0.02	0.02	—	0.2
	テトラクロロエチレン	0.01	0.01	—	0.1
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1	1	—	3
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006	0.006	—	0.06
	トリクロロエチレン	0.01	0.01	—	0.1
	ベンゼン	0.01	0.01	—	0.1
特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003	0.003	45	0.09
	六価クロム化合物	0.05	0.05	250	1.5
	シアン化合物	不検出	不検出	50(遊離シアン)	1
	水銀及びその化合物	0.0005 かつアルキル 水銀が検出さ れないと のこと	0.0005 かつアルキル 水銀が検出さ れないと のこと	15	0.0005 かつアルキル 水銀が検出さ れないと のこと
	セレン及びその化合物	0.01	0.01	150	0.3
	鉛及びその化合物	0.01	0.01	150	0.3
	砒素及びその化合物	0.01	0.01	150	0.3
	ふつ素及びその化合物	0.8	0.8	4000	24
	ほう素及びその化合物	1	1	4000	30
	シマジン <sup>注1)</sup>	0.003	0.003	—	0.03
第三種 (農薬等)	チオベンカルブ <sup>注2)</sup>	0.02	0.02	—	0.2
	チウラム <sup>注3)</sup>	0.006	0.006	—	0.06
	ポリ塩化ビフェニル	不検出	不検出	—	0.003
	有機リン <sup>注4)</sup>	不検出	不検出	—	1

注1) 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン

注2) N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル

注3) テトラメチルチウラムジスルフィド

注4) パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。

出典: 「土壌汚染対策法施行規則 別表」(平成14年12月26日 環境省令第29号)

## (6) ダイオキシン類に係る規制状況

### 1) 環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、表4-3-24に示すとおりである。

表 4-3-24 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壤	1,000pg-TEQ/g以下

#### 備考

1 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3 土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ tandem 質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。

4 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染に係る環境基準について」  
(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

## 2) 規制基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類に係る水質の排出基準は、表4-3-25に示すとおりである。

表 4-3-25 ダイオキシン類に係る水質の排出基準

(単位 : pg-TEQ/L)

番号	種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイト法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄装置	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄装置	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄装置	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄装置	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄装置	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2, 3-ジクロロ-1, 4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焼成炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄装置及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄装置及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄装置	
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該焼却炉において生じる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの、廃ガス洗浄装置及び湿式集じん施設	
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次の掲げるもの、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄装置及び湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

注1) 基準適用場所は、事業場の排水口（水質基準対象施設に係る排水口）とする。

注2) 複数の特定施設の排水が1つの排水口から排出され、基準値が異なる場合には、最も緩い値が適用される。

注3) 測定方法はJISK0312による。

出典：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則(別表第2)」（平成11年12月27日総理府令第67号）

#### 4-3-3 環境の保全を目的とする法令・条例等の指定状況

##### (1) 自然公園法等に基づく指定状況

建設予定地及びその周辺における自然公園法等の指定状況は表4-3-26、図4-3-4に示すとおりである。

建設予定地及びその周辺は、「自然公園法」(昭和32年法律第161号)に基づく国立公園及び国定公園に指定されていないが、「滋賀県立自然公園条例」(昭和40年滋賀県条例第30号)に基づき、北側に約1.3km離れた地区が朽木・葛川県立自然公園に指定されている。

表 4-3-26 自然公園法等の指定状況

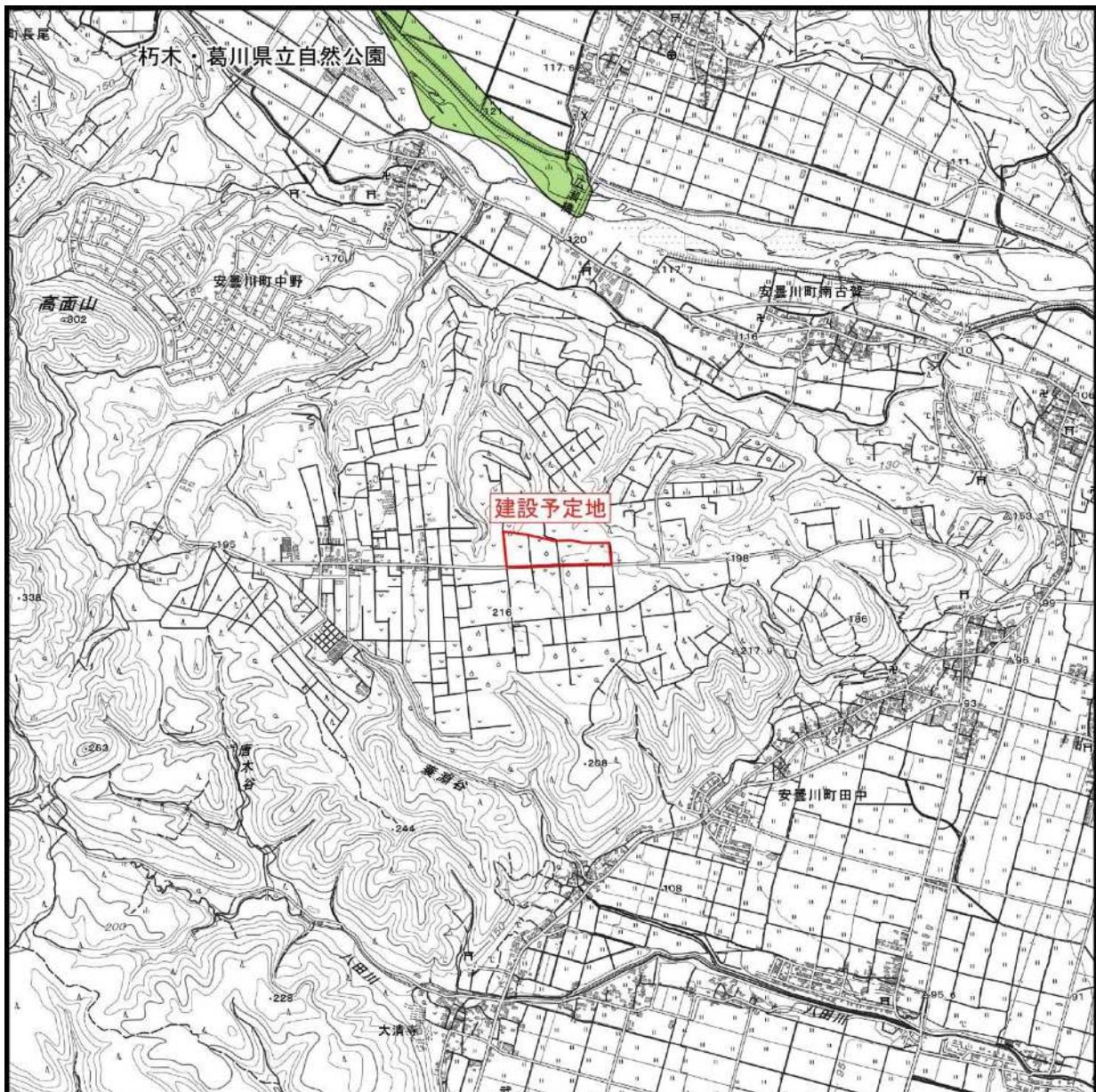
指定区分	指定状況
国立公園	該当なし
国定公園	該当なし
県立自然公園	朽木・葛川県立自然公園

出典：「自然公園法」（昭和32年6月1日 法律第161号）  
「滋賀県立自然公園条例」（昭和40年12月15日 滋賀県条例第30号）

##### (2) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の指定状況

建設予定地及びその周辺における鳥獣保護区の指定状況は、図4-3-5に示すとおりである。

建設予定地周辺は「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日 法律第88号)に基づく指定区域はない。



### 凡 例

- : 建設予定地
- : 第3種特別地域

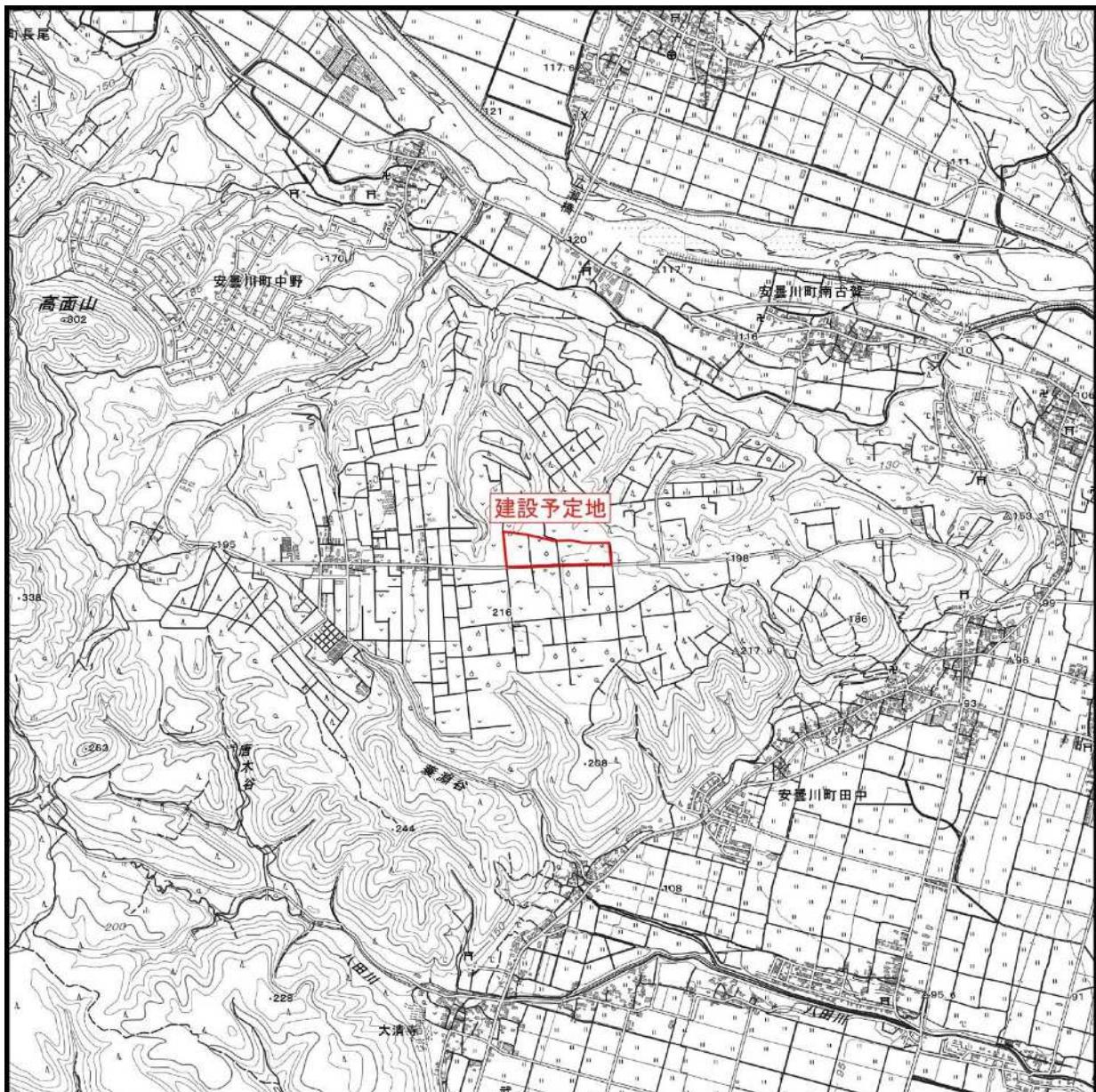


S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地图出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>  
出典：「生物多様性しがマップ」（滋賀県、令和7年2月閲覧）

図4-3-4 自然公園区域



**凡 例**

: 建設予定地



S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

出典：「生物多様性しがマップ」（滋賀県、令和7年2月閲覧）

図4-3-5 鳥獣保護区の状況

### (3) 景観に係る指定状況

建設予定地周辺の景観計画における区域指定は、図4-3-6に示すとおりである。

景観に関する地域指定は、滋賀県が「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」（昭和59年7月19日 滋賀県条例第24号）を策定しているが、建設予定地及びその周辺には、この条例に基づく琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区は指定されていない。

また、「景観法」（平成16年6月18日 法律第110号）に基づく景観施策として、高島市では「景観の形成及び景観計画に関する条例」（平成19年9月27日 条例第52号）が制定されており、これに基づき「高島市景観計画」を策定している。建設予定地北側には、景観形成推進区域の水辺景観地区として安曇川中流河川地区が指定されている。

### (4) 都市計画法に基づく用途地域指定状況

建設予定地及びその周辺は、都市計画法に基づく用途地域に指定されていない。また、風致地区は、建設予定地及びその周辺には設定されていない。

### (5) 宅地造成等規制法に基づく区域等の指定状況

建設予定地及びその周辺の宅地造成等規制法に基づく区域指定は、図4-3-7に示すとおりである。

建設予定地及びその周辺は、宅地造成工事規制区域に指定されている。

### (6) 森林法に基づく区域等の指定状況

建設予定地及び周辺の森林法に基づく区域指定は、図4-3-8に示すとおりである。

建設予定地は、区域に指定されていない。

### (7) 農地法に基づく指定状況

建設予定地及びその周辺の農地法に基づく区域指定は、図4-3-9に示すとおりである。

建設予定地及びその周辺は、農業振興地域、農用地地区に指定されている。

### (8) 砂防法に基づく指定状況

建設予定地及びその周辺の砂防法とうに基づく区域指定は、図4-3-10に示すとおりである。

建設予定地及びその周辺は、砂防指定区域に指定されていない。

### (9) 地すべり等防止法に基づく指定状況

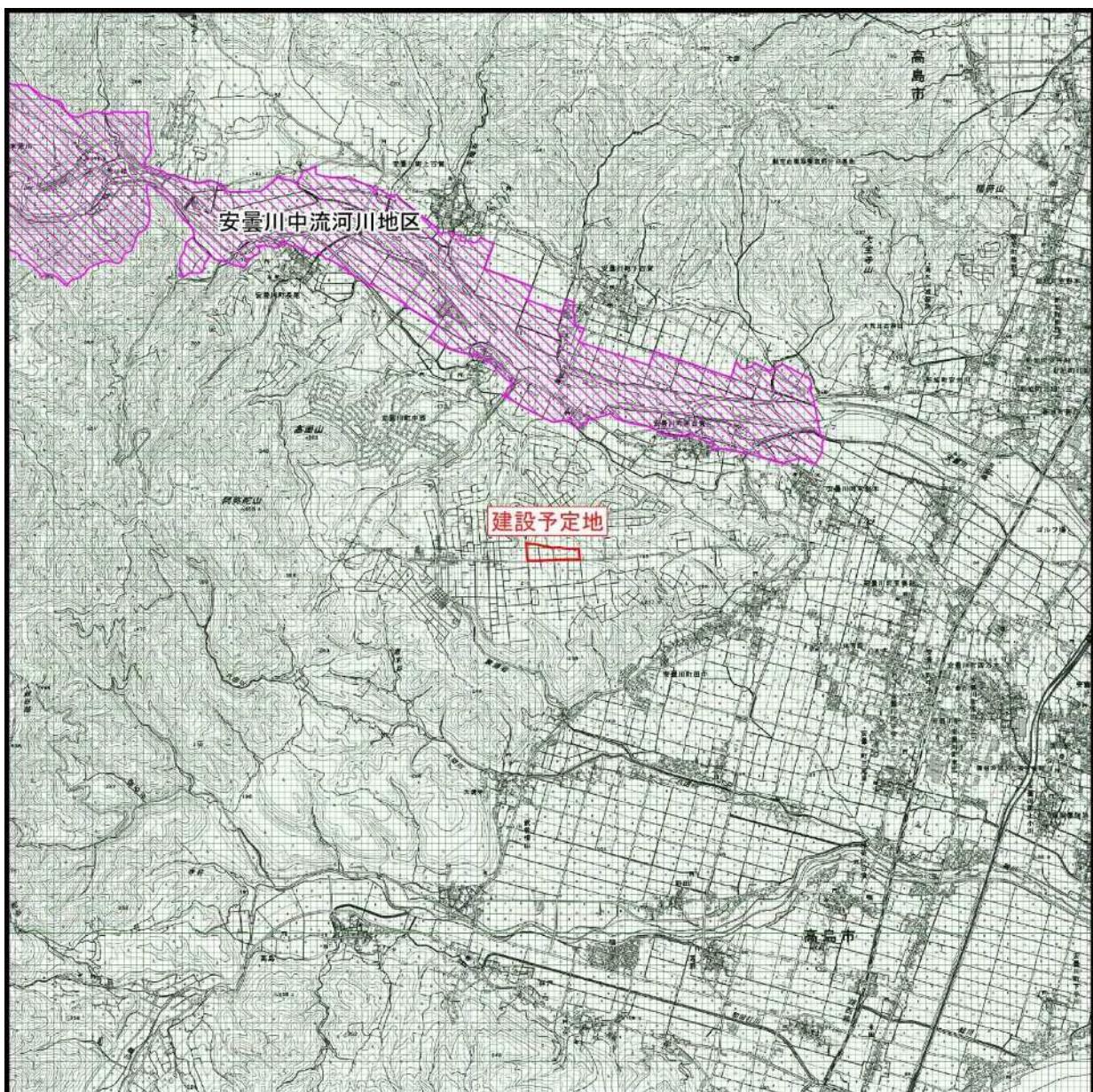
建設予定地及びその周辺は、地すべり防止区域に指定されていない。

### (10) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定状況

建設予定地及び周辺は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されていない。

### (11) 土砂災害防止法に基づく指定状況

建設予定地北東側は、土砂災害特別警戒区域に指定されている。



#### 凡 例

- : 建設予定地
- : 景観計画区域
- : 景観形成推進区域

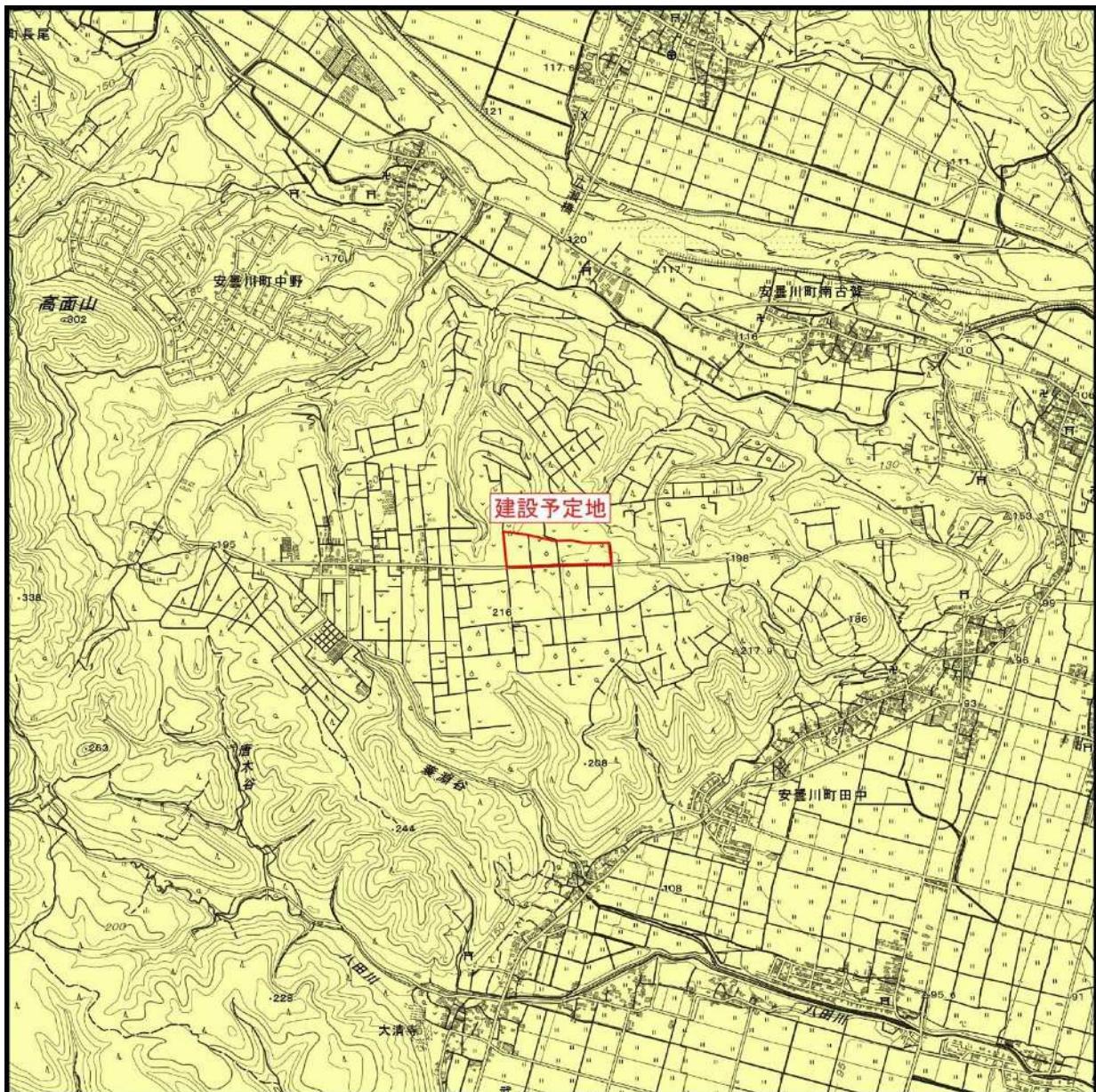


S=1:50,000

0 500 1,000 2,000 m

地图出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>  
出典：「高島市景観計画」（高島市、令和1年7月）

図4-3-6 景観区域の指定状況



### 凡 例

- : 建設予定地
- : 宅地造成工事規制区域

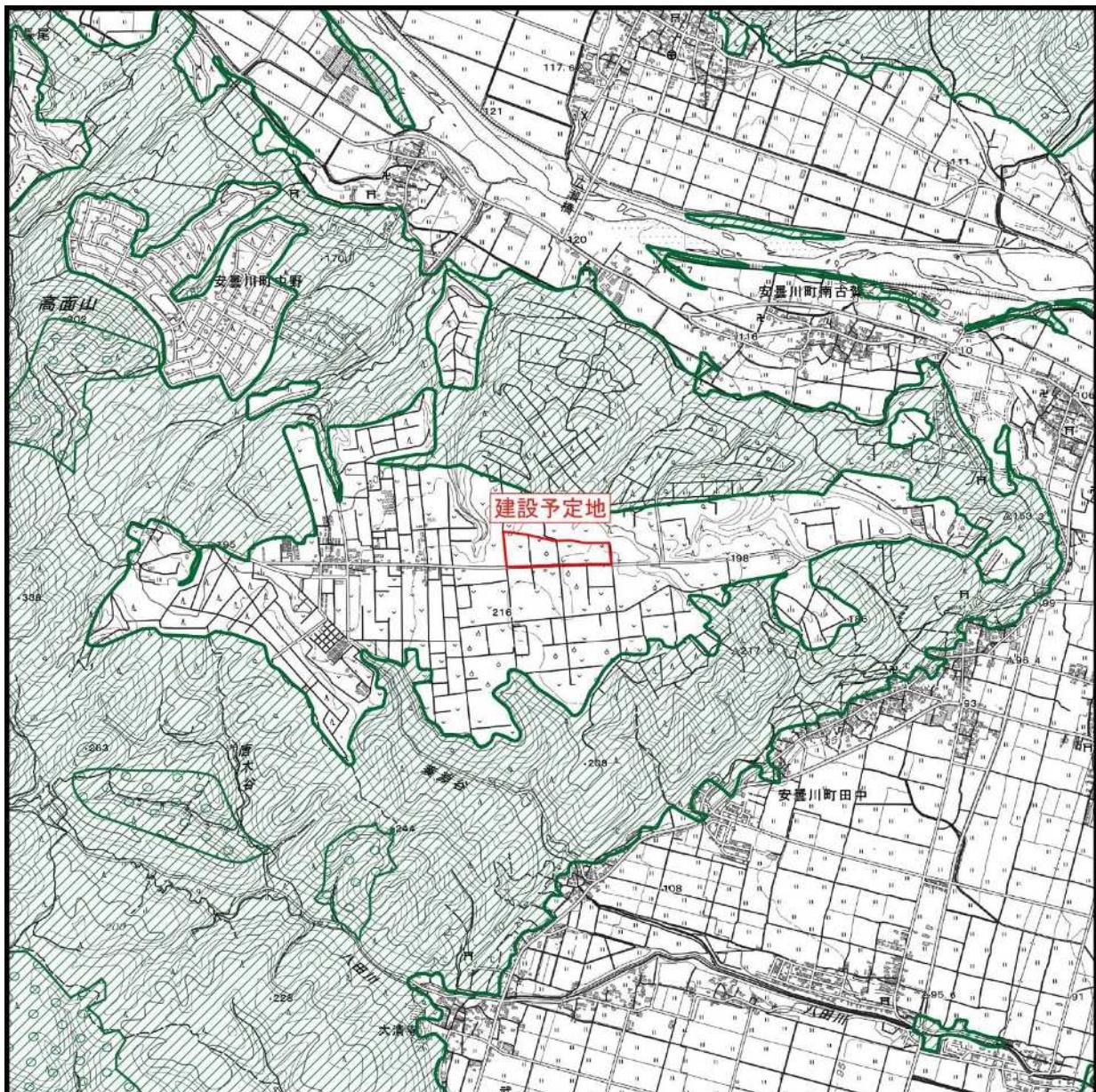


S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>  
出典：「滋賀県都市計画・宅地造成工事規制区域図」（滋賀県土木部住宅課、平成元年3月）

図4-3-7 宅地造成工事規制区域の指定状況



### 凡 例

- : 建設予定地
- : 森林地域
- : 国有林
- : 地域森林計画対象民有林
- : 保安林



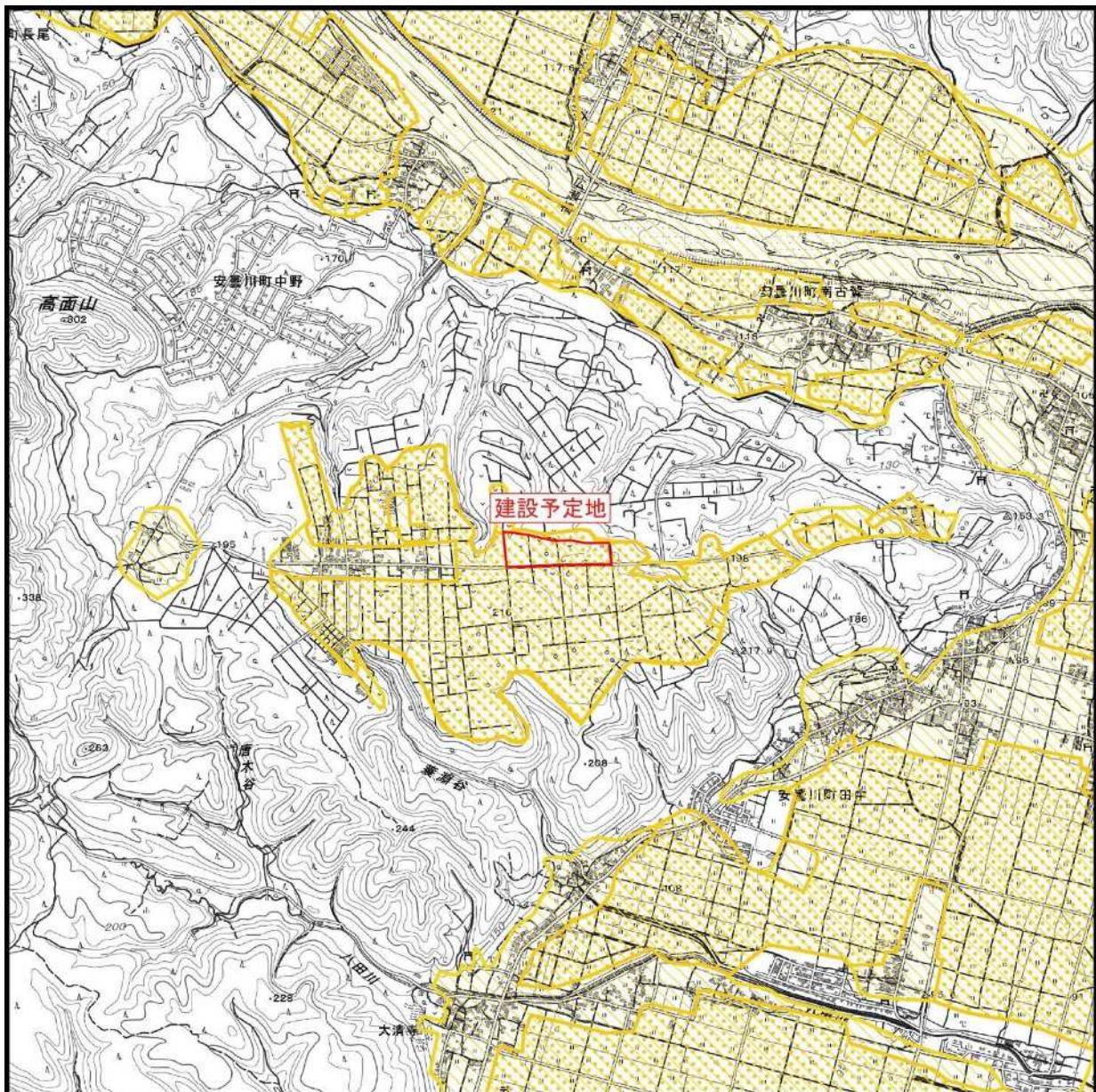
S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地图出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス(森林地域)」（国土交通省国土政策局国土情報課、令和7年2月閲覧）

図4-3-8 森林法に係る指定状況



#### 凡 例

- : 建設予定地
- : 農業振興地域
- : 農用地区域



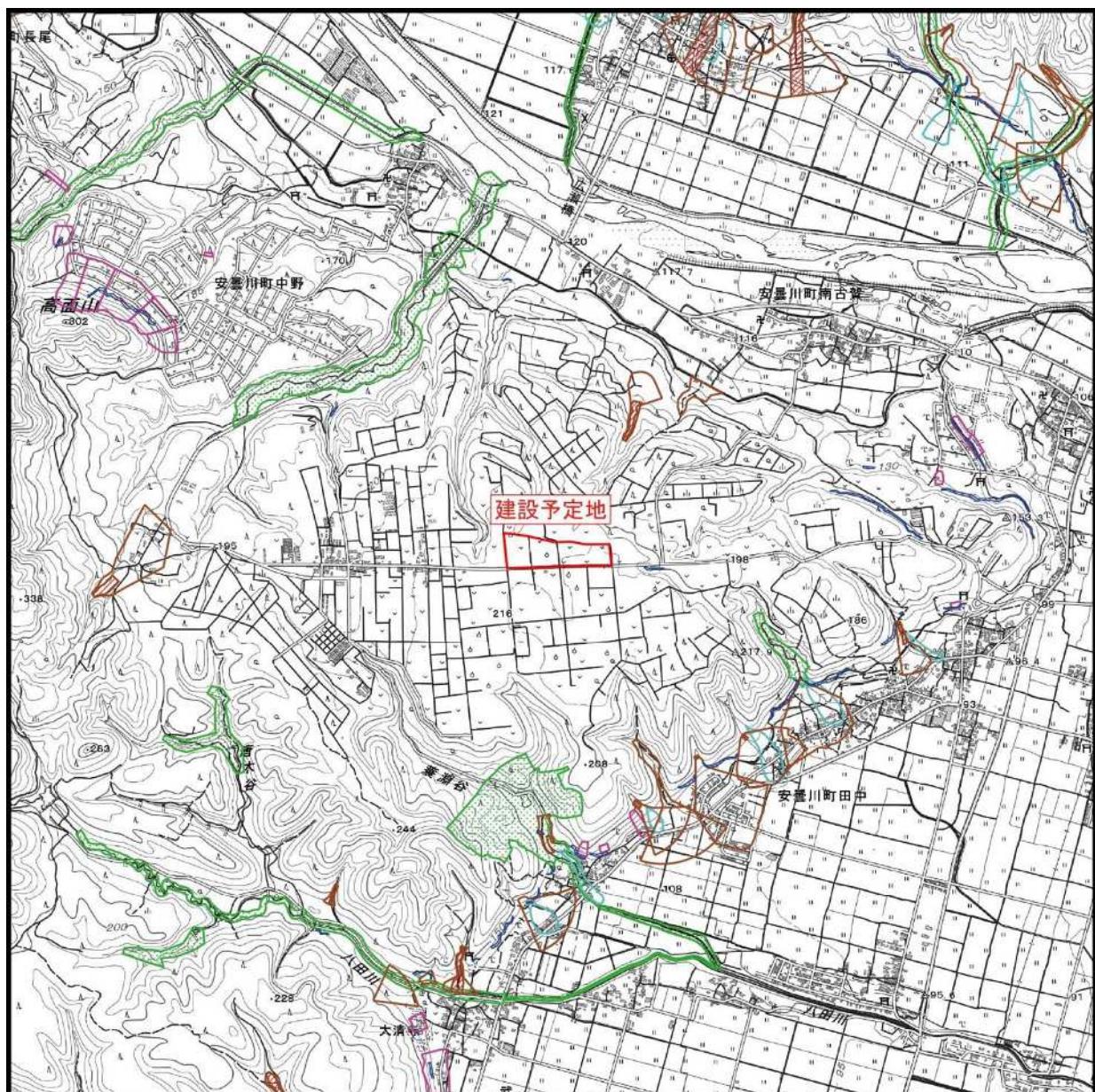
S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地图出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

出典：「国土数値情報ダウンロードサービス(農業地域)」（国土交通省国土政策局国土情報課、令和7年2月閲覧）

図4-3-9 農地法に係る指定状況



### 凡 例

- |   |              |   |              |
|---|--------------|---|--------------|
| <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>                            | : 建設予定地      | <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>                            | : 土砂災害警戒区域   |
| <span style="background-color: #669966; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 砂防指定地      | <span style="background-color: #CC6633; border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 土砂災害特別警戒区域 |
| <span style="background-color: #666699; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 地すべり防止区域   | <span style="background-color: #336699; border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 急傾斜地警戒区域   |
| <span style="background-color: #CC6633; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 急傾斜地崩壊危険区域 | <span style="background-color: #CC6633; border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span> | : 急傾斜地特別警戒区域 |
| <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>        | : 土石流危険渓流    | <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>                            | : 地すべり警戒区域   |
| <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>        | : 急傾斜地崩壊危険箇所 | <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>                            |              |
| <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; display: inline-block; width: 15px; height: 10px;"></span>        | : 地すべり危険箇所   |   |              |



S=1:25,000

0 250 500 1,000 m

地図出典：地理院タイル <https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>

出典：「滋賀県防災情報マップ」（滋賀県ホームページ、令和7年2月閲覧）

図4-3-10 砂防法、土砂災害防止法に係る指定状況